

飯豊町地域福祉計画

平成 26 年 3 月

飯 豊 町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的.....	2
2 計画の性格.....	3
(1) 地域福祉とは.....	3
(2) 計画の位置づけと期間.....	4
3 計画の策定方法.....	5
(1) 計画内容の協議.....	5
(2) 福祉ニーズや課題等の把握.....	5
4 飯豊町のようす.....	8
(1) 人口等の推移.....	8
(2) 障がいのある人(手帳所持者等).....	14
(3) 要支援・要介護認定者.....	15
第2章 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念.....	18
2 基本目標.....	19
3 施策の体系.....	20
4 自助・共助・公助による取り組み.....	21
第3章 取り組みと役割分担	23
1 みんなで支え合う地域づくり.....	24
(1) 福祉意識の醸成.....	24
(2) 地域での見守り体制の構築.....	27
(3) 住民活動への支援.....	30
(4) 関係団体への支援.....	33
2 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり.....	35
(1) 相談体制・情報提供の充実.....	35
(2) 在宅介護への支援.....	39
(3) サービス提供基盤の充実.....	42
3 安心して暮らせる仕組みづくり.....	45
(1) いきいき暮らせる仕組みづくり.....	45
(2) 安心して暮らせる仕組みづくり.....	48

第4章 計画の推進にむけて	53
1 協働による計画の推進	54
(1)住民の役割	54
(2)地域で活動する組織や団体の役割.....	54
(3)サービス提供事業者の役割	54
(4)飯豊町社会福祉協議会の役割.....	55
(5)行政の役割	55
2 計画の周知と進行管理	56
(1)計画内容及び取り組み状況の周知	56
(2)進行管理	56
資料	57
1 計画策定組織	58
(1)飯豊町地域福祉計画策定委員会設置要綱	58
(2)飯豊町地域福祉計画策定委員会委員名簿	60
2 計画の策定経過	61
3 アンケート調査結果の概要.....	62

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

近年、少子高齢化の急速な進展に加え、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、地域における人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域社会の支え合う力が弱まってきていると言われています。

また、特にひとり暮らし高齢者の増加をはじめ、孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立・虐待の増加、自殺者の増加、貧困の拡大など、生活や福祉に関するさまざまな問題が顕在化しています。

これらの問題に加え、住民の福祉に対するニーズも多様化してきていることから、これまで行政が行ってきたサービスだけでは十分な対応が難しくなっています。

飯豊町では、今後も少子高齢化が進むものと予想されており、超高齢社会を見据えた福祉の充実に取り組むことが重要な課題となっています。本町のまちづくりに関する最上位計画となる「第4次飯豊町総合計画」(平成23～32年度)では、家族やコミュニティといった社会を構成する基礎を重要視し、人々の相互扶助や支え合いの精神を大切にしながら人との共生の視点から、心の豊かさと人とのつながりが感じられるまちづくりを目指しています。

これからは、すべての住民が年齢や障がいの有無などに関わらず、生涯にわたってその人らしく暮らせるよう、行政・サービス提供事業者・福祉関係機関の連携による福祉サービスの充実とともに、部落・自治会等の組織や各種団体、ボランティアなどの組織が連携し、身近な地域でさまざまな生活課題の解決に取り組むことが必要となってきました。

これらを踏まえ、支え合い、助け合いを基調に、すべての住民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、住民等との協働のもとに地域福祉を推進することを目的とした「飯豊町地域福祉計画」を策定しました。

2 計画の性格

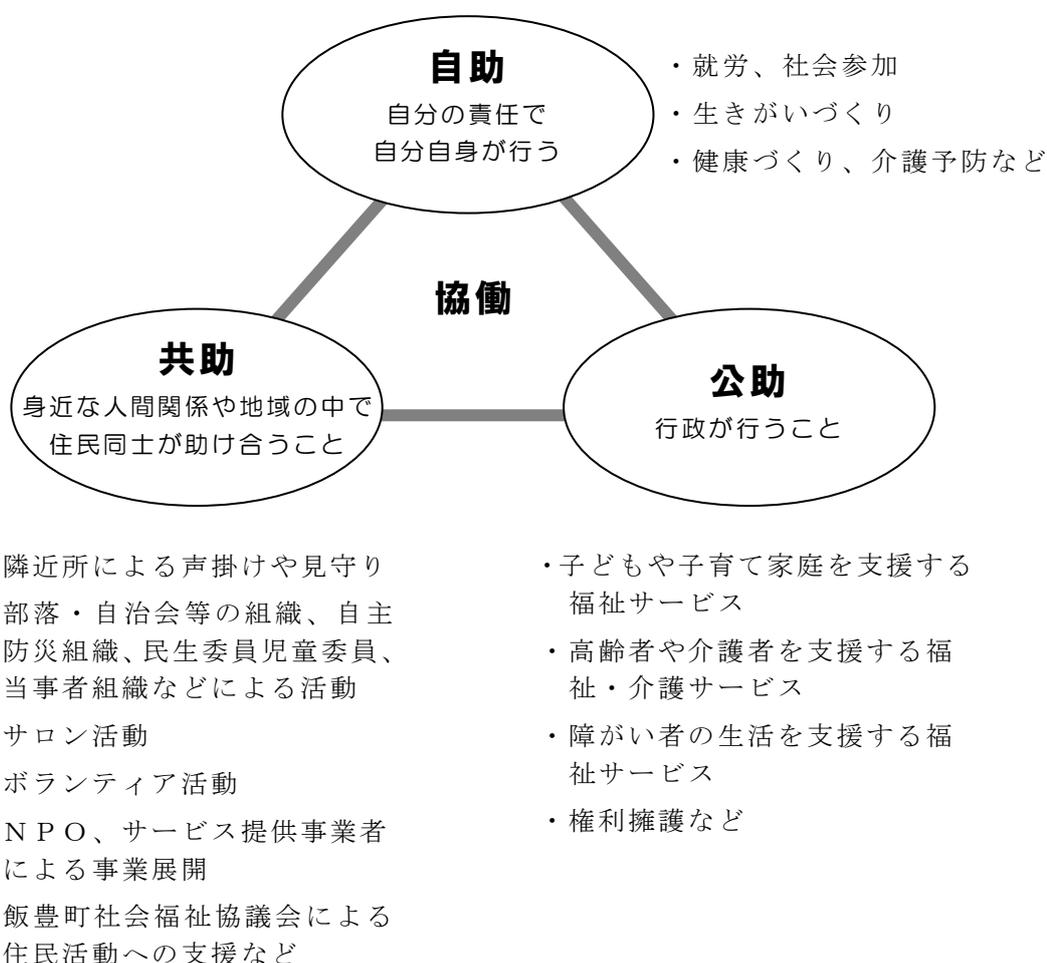
(1) 地域福祉とは

「第4次飯豊町総合計画」の基本理念では、住民参加型のまちづくりから住民と行政のパートナーシップ型のまちづくりへの発展とともに、住民と行政が協働でまちづくりを進めるという考え方から、両者の機能が活かされるような新しいまちづくりの仕組みを創り上げていくことを目指すとしています。

このため、多様な担い手がそれぞれの特性を活かした役割分担の下に、生活課題の解決にむけて努力していくことが重要であり、自助「自分の責任で自分自身が行う」、共助「身近な人間関係や地域の中で住民同士が助け合うこと」、公助「公的機関が行うこと」が適切に連携し、地域全体で支え合い、助け合うまちづくりを進めることが求められています。

こうした地域社会を基盤とした福祉のあり方が、「地域福祉」と言えます。

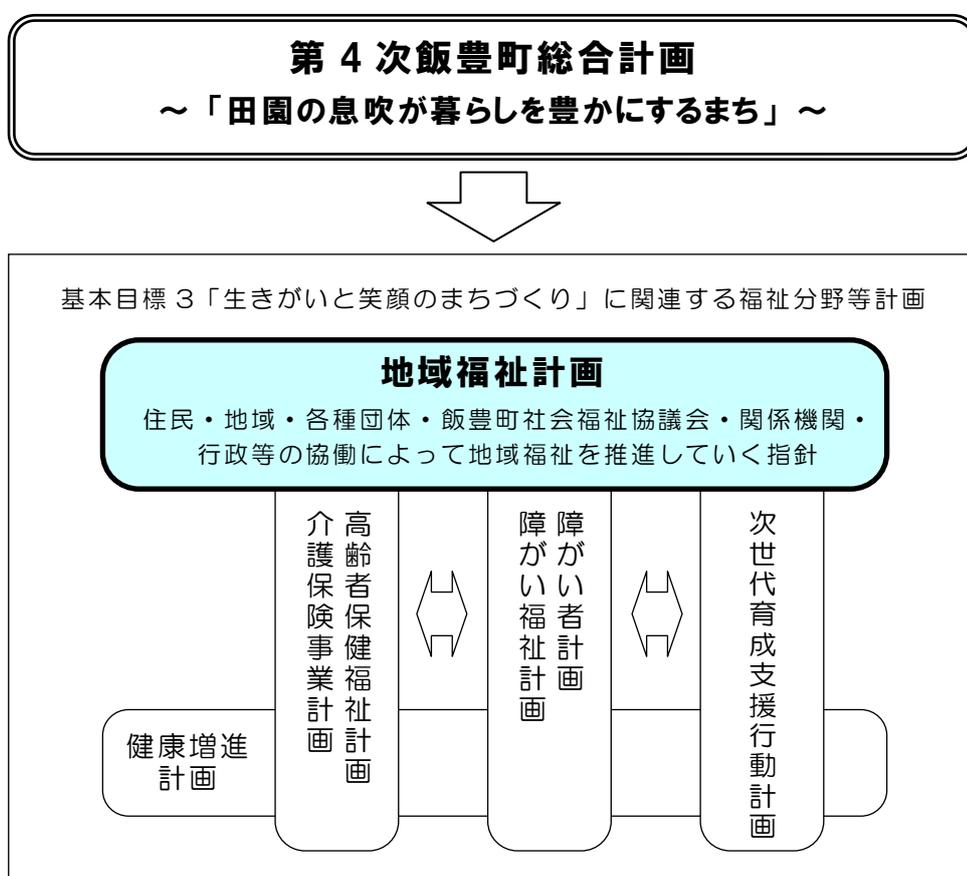
図 自助・共助・公助



(2) 計画の位置づけと期間

- 本計画は、社会福祉法第 107 条に規定されている市町村地域福祉計画に該当するとともに、「第4次飯豊町総合計画」で掲げる基本計画3「生きがいと笑顔のまちづくり」を具体化する計画の一つとなります。
- 子ども、高齢者、障がい者など対象者毎に策定される福祉分野等計画を自助、共助、公助による「協働」という理念のもとに、有機的につなげ、発展させる役割を担います。

図 計画の位置づけ



- 住民、地域、各種団体、飯豊町社会福祉協議会、関係機関、行政等が連携して地域福祉を推進していく指針となります。なお、具体的な取り組みについては、飯豊町社会福祉協議会が策定予定の「地域福祉活動計画」と連携を図り、進めていきます。
- 本計画は、平成 26 年度を初年度とし、平成 30 年度を目標年度とする 5 か年計画です。なお、関連計画との整合や社会情勢及び制度の動向を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の策定方法

(1) 計画内容の協議

地域福祉の推進に向けた協議を行うために、住民団体関係者、福祉団体関係者、福祉施設関係者、各種団体関係者、教育関係者等で構成する「飯豊町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容の検討を行いました。

また、地域福祉の推進を全庁的な取り組みとするために、庁内関係課の代表者で構成する「飯豊町地域福祉計画庁内検討委員会」を組織し、計画内容の調整を行いました。

(2) 福祉ニーズや課題等の把握

① アンケート調査の実施

住民の地域福祉に関するニーズを把握するために、20歳以上の住民を対象としたアンケート調査を実施しました。

表 アンケート調査の実施概要

実施時期	平成25年9月
調査名	地域福祉計画策定のためのアンケート調査
対象者	町内在住の住民(20歳以上の2,000人)
方法	自己記入方式、郵送による調査票の配布・回収
調査票配布数	2,000票(100.0%)
有効回収票数	1,058票(52.9%)

② 住民座談会の開催

地区公民館等で住民座談会を開催し、計画策定趣旨等の説明のほか、地域福祉や生活課題に関する意見交換を行いました。

表 住民座談会の実施概要

地区名	場所	日時	参加者数
中	中地区公民館	平成 25 年 10 月 30 日(水) 19 時～21 時	10 人
萩 生	飯豊町中部地区 農村活性化センター	平成 25 年 10 月 31 日(木) 19 時～21 時	9 人
黒 沢	飯豊町勤労者研修 センター	平成 25 年 11 月 1 日(金) 19 時～21 時	22 人
椿	白椿地区公民館	平成 25 年 10 月 18 日(金) 19 時～21 時	11 人
小白川	小白川地区公民館	平成 25 年 10 月 28 日(火) 19 時～21 時	14 人
東 部	東部地区公民館	平成 25 年 10 月 29 日(火) 19 時～21 時	12 人
手ノ子	西部地区公民館	平成 25 年 10 月 17 日(木) 19 時～21 時	11 人
高 峰	高峰多目的集会施設	平成 25 年 10 月 11 日(金) 19 時～21 時	12 人
中津川	中津川地区公民館	平成 25 年 10 月 10 日(木) 19 時～21 時	20 人

③関係団体等意向調査の実施

地域福祉に関係のある関係団体を対象に、福祉に関する情報提供や相談体制、サービスの利用や要援護者等の把握、ボランティア活動や地域での活動の活発化、町の福祉行政に関する意見等について、インタビューを行いました。

表 関係団体等意向調査の実施概要

実施方法	調査内容を示した事前記入シートの配布及び回収を行い、その結果を踏まえて、平成 25 年 10 月 28 日(月)～29 日(火)に、各団体代表者へのインタビューを実施
調査対象	飯豊町部落長等会
	飯豊町民生委員児童委員連絡協議会
	飯豊町主任児童委員
	手ノ子川東自主防災組織
	飯豊町老人クラブ連合会
	飯豊町身体障がい者福祉協会
	長井飯豊手をつなぐ育成会

表 住民座談会の実施概要(つづき)

調査対象 (つづき)	飯豊町学校長会
	特別養護老人ホーム「ひめさゆり荘」
	認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームひめさゆり荘」
	飯豊町福祉事業所「でんでん」
	飯豊町子育て支援センター「こどもみらい館」
	飯豊町社会福祉協議会
	飯豊町ボランティア連絡協議会

④ 庁内関係課ヒアリング調査の実施

地域福祉に関連する施策や事業を実施している庁内関係課を対象に、現状での課題や今後の方向性等について、聞き取りを行いました。

表 庁内関係課ヒアリング調査の実施概要

実施方法	平成 25 年 10 月 17 日(木)～18 日(金)に、現状での課題や今後の方向性について、現時点における担当者の意見としてヒアリング(聞き取り)を実施
調査対象	教育文化課 子育て支援室
	総務企画課 総合政策室
	総務企画課 情報防災室
	健康福祉課 福祉室・地域包括支援センター

⑤ パブリックコメントの実施

計画内容について、住民からの幅広い意見及び情報を考慮し、最終的な意思決定を行うために、平成 26 年 2 月 24 日(月)から同年 3 月 10 日(月)まで、計画素案に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

4 飯豊町のようす

(1) 人口等の推移

① 町全体

平成 25 年 3 月末現在、本町の総人口は 8,008 人となっており、減少傾向が続いています。

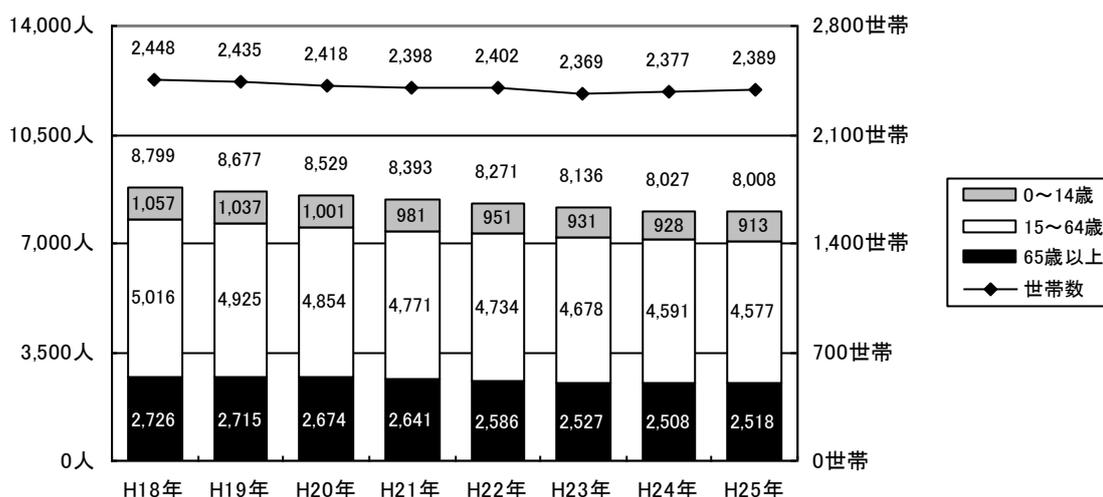
平成 18 年と平成 25 年の年少人口 (0~14 歳) を比較した場合、144 人 (-13.6%) の減少がみられ、総人口が減少している要因の一つとして考えられます。老年人口 (65 歳以上) は、65~74 歳が減少する一方、75 歳以上は緩やかに増加しており、平成 25 年では 1,622 人 (総人口の 20.3%、65 歳以上人口の 64.4%) となっています。

本町の高齢化率を平成 24 年 10 月 1 日現在の山形県資料でみると、県全体の値 (28.3%) より 3.5 ポイント高い 31.8% となっています。

高齢者のいる一般世帯を平成 2 年と平成 22 年で比較した場合、ひとり暮らし高齢者世帯は 2.6 倍に、高齢者夫婦世帯は 1.6 倍に増加しています。

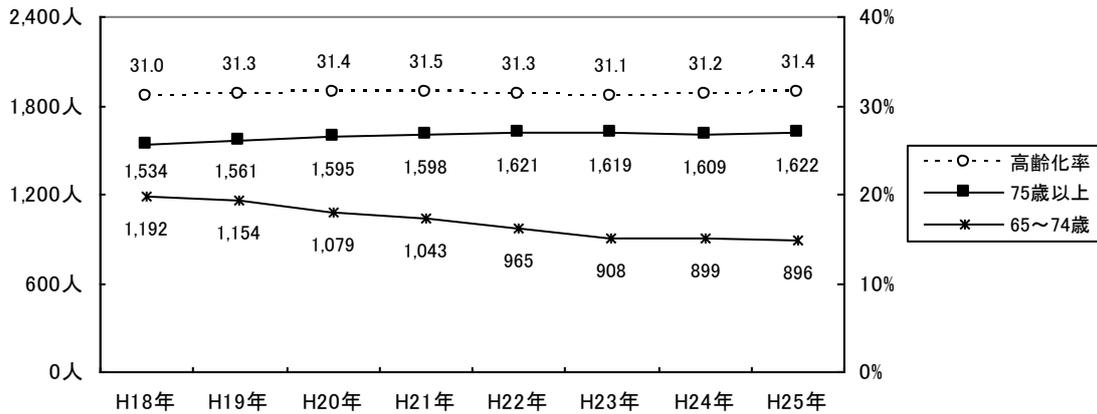
また、ひとり親世帯や生活保護世帯の増加もみられるなど、何らかの支援を必要とする世帯が多く存在することが考えられます。

図 年齢3階級別人口及び世帯数の推移



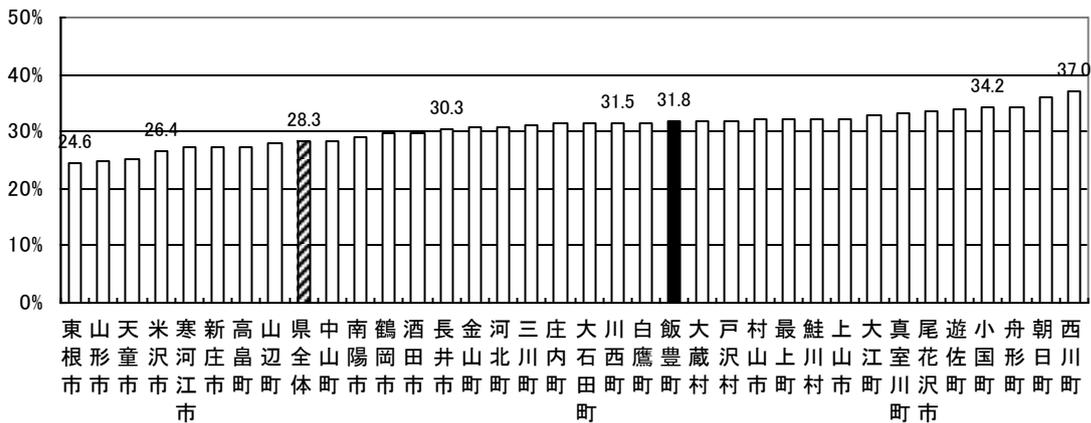
* 飯豊町住民基本台帳 (各年 3 月末)

図 高齢化率及び65歳以上人口の推移



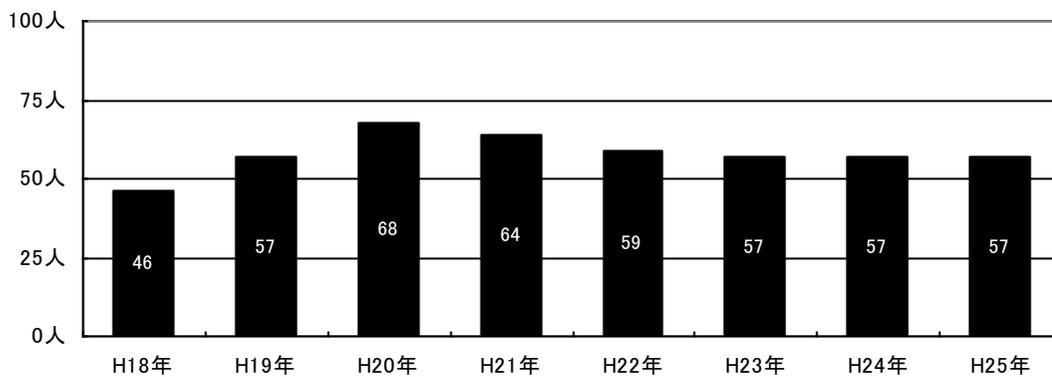
* 飯豊町住民基本台帳(各年3月末)

図 県内市町村の高齢化率



* H24年10月1日現在(山形県健康長寿推進課資料)

図 外国人登録人口の推移



* 飯豊町住民基本台帳・外国人登録人口(各年3月末)

図 高齢者のいる一般世帯の推移

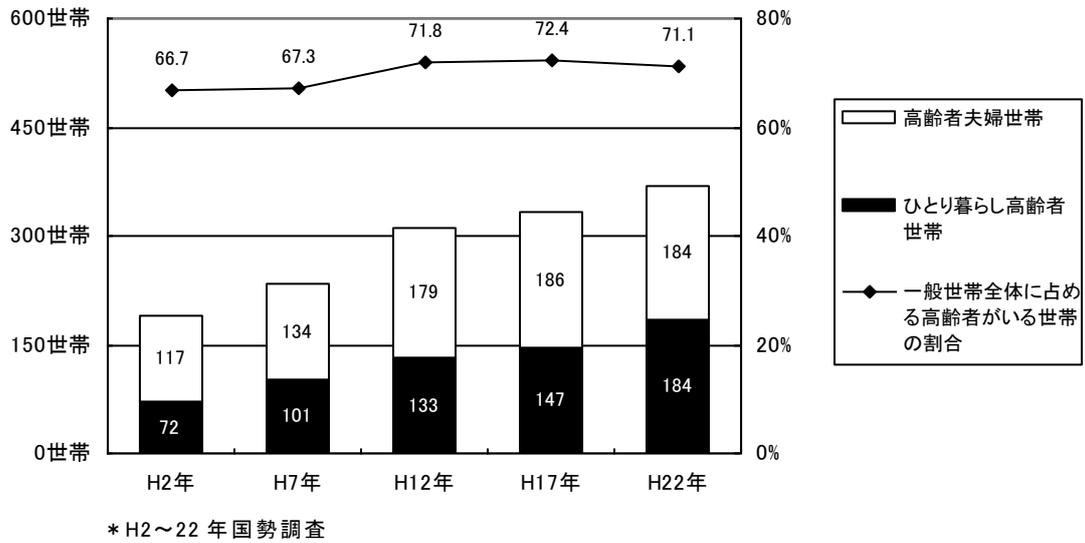


図 ひとり親世帯の推移

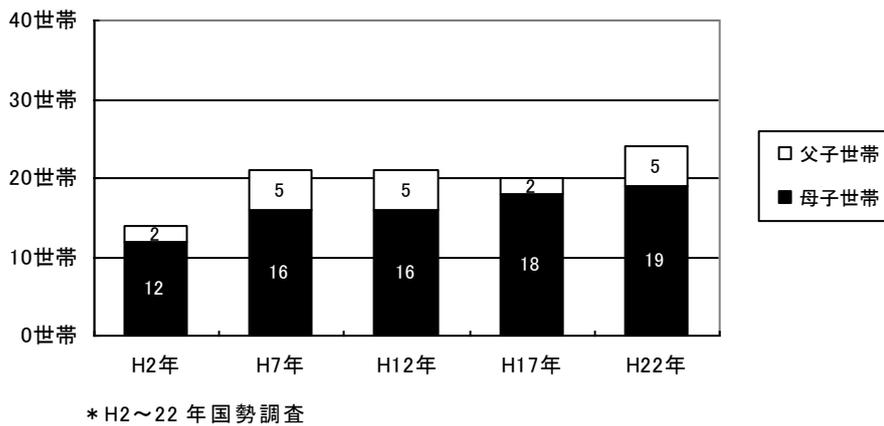
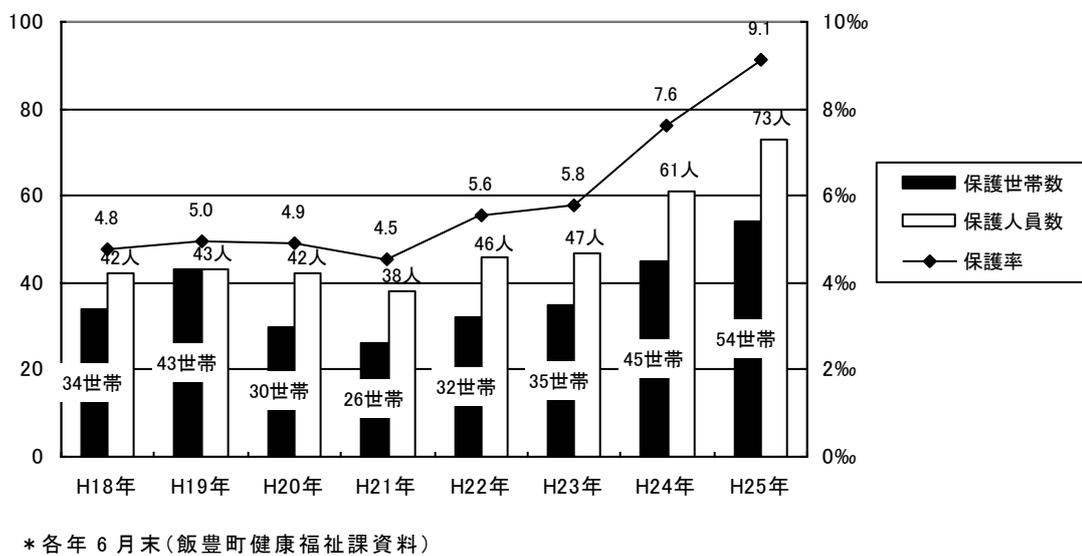


図 生活保護世帯数等の推移



② 地区別

平成18年と平成25年の人口を比較した場合、中津川地区(-22.4%)や手ノ子地区(-19.0%)に大きな減少がみられます。

高齢化率は中津川地区の55.4%が最も高く、最も低い椿地区(27.4%)との差は28.0ポイントとなっています。

図 中地区 年齢3階級別人口及び高齢化率の推移

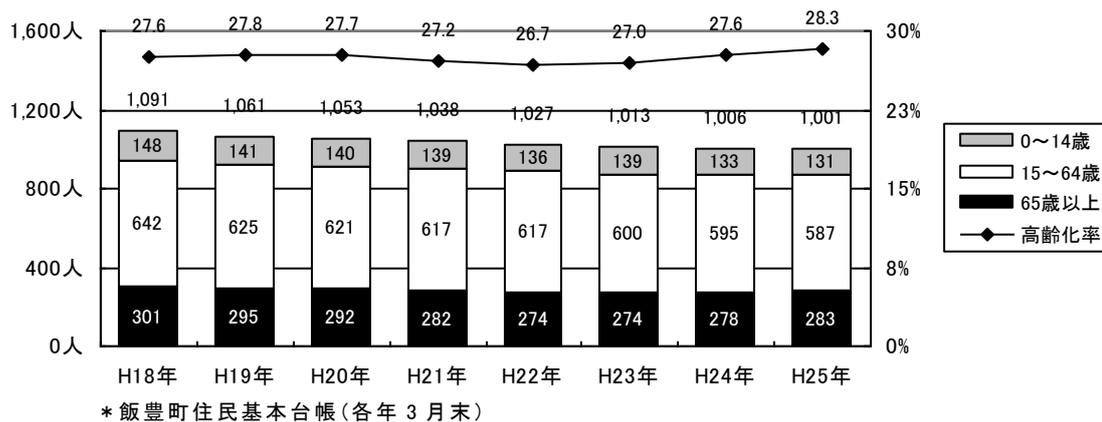


図 萩生地区 年齢3階級別人口及び高齢化率の推移

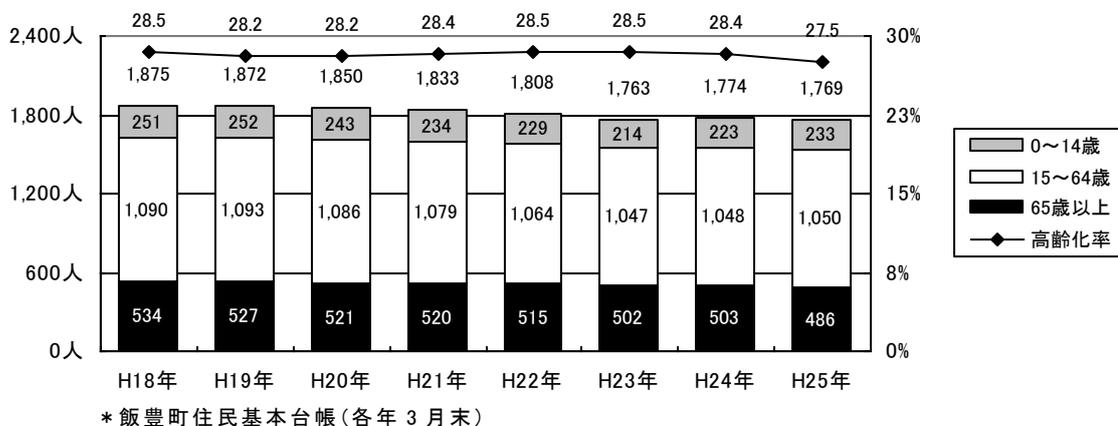


図 黒沢地区 年齢3階級別人口及び高齢化率の推移

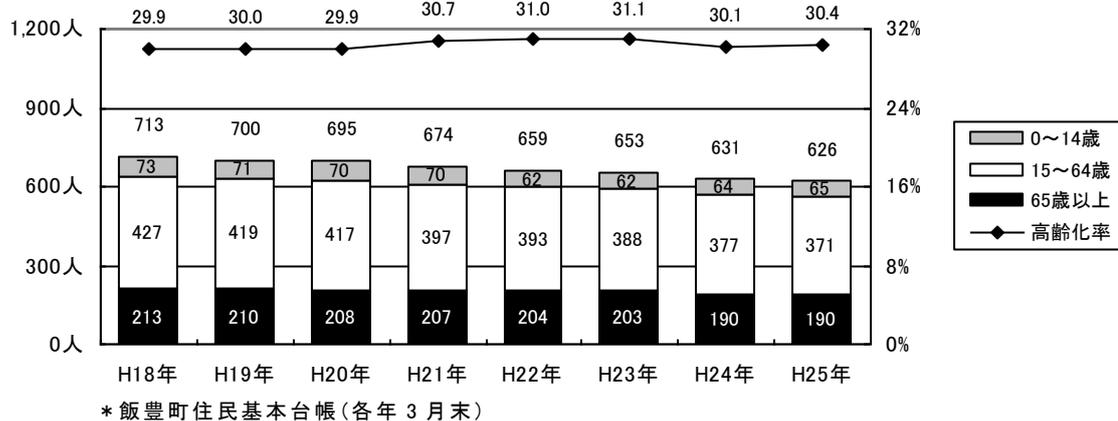


図 椿地区 年齢3階級別人口及び高齢化率の推移

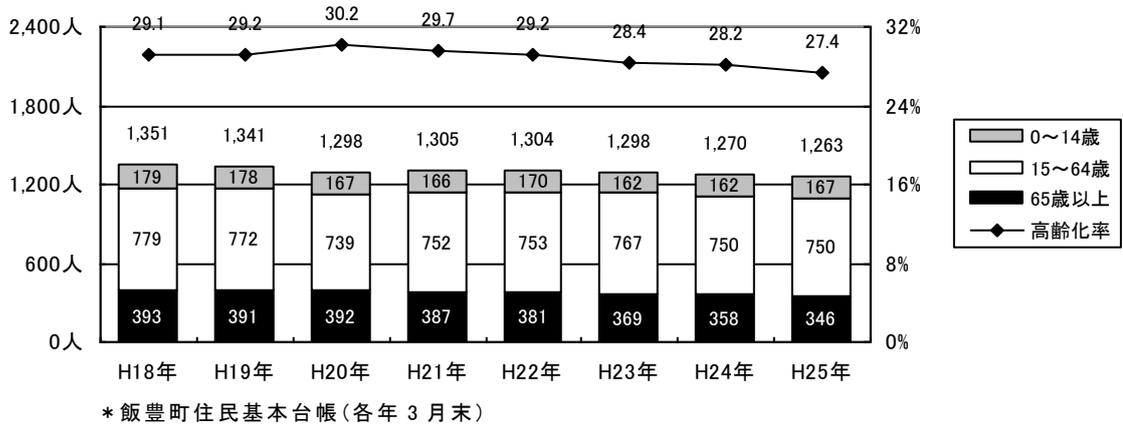


図 小白川地区 年齢3階級別人口及び高齢化率の推移

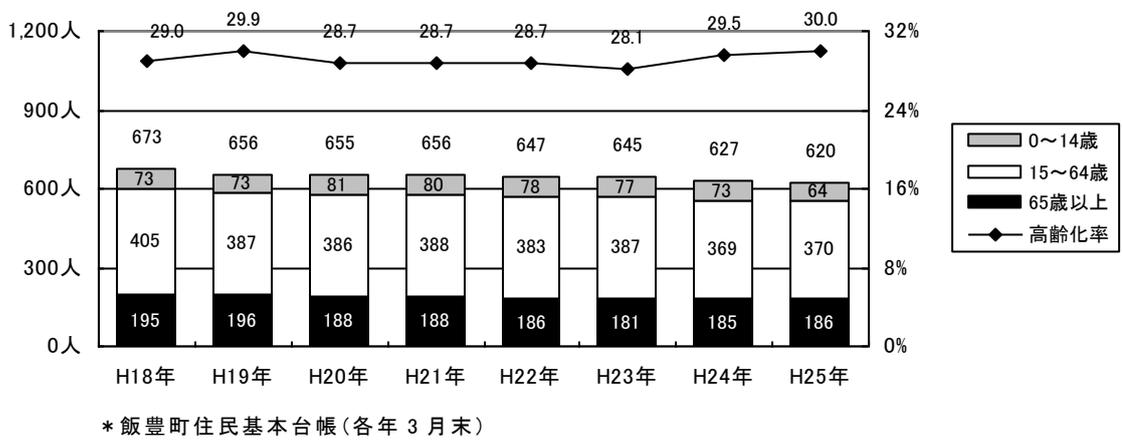


図 東部地区 年齢3階級別人口及び高齢化率の推移

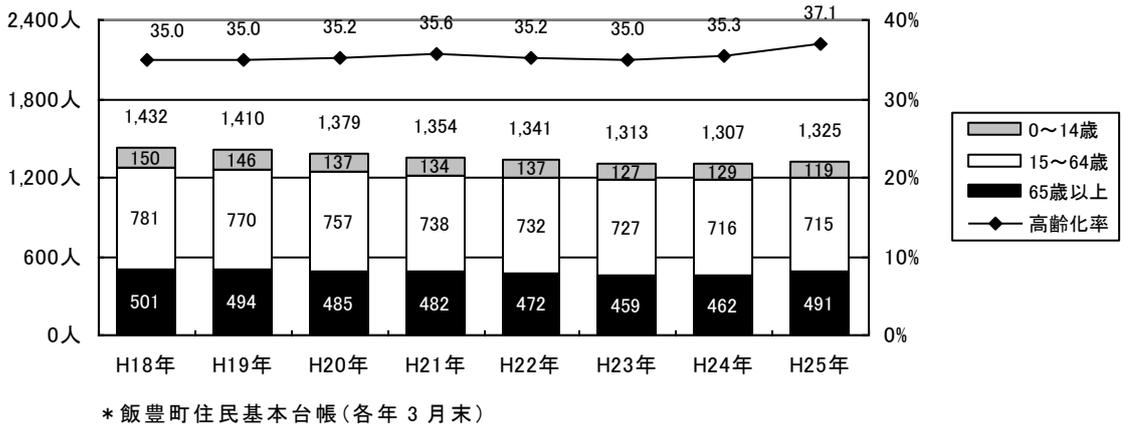
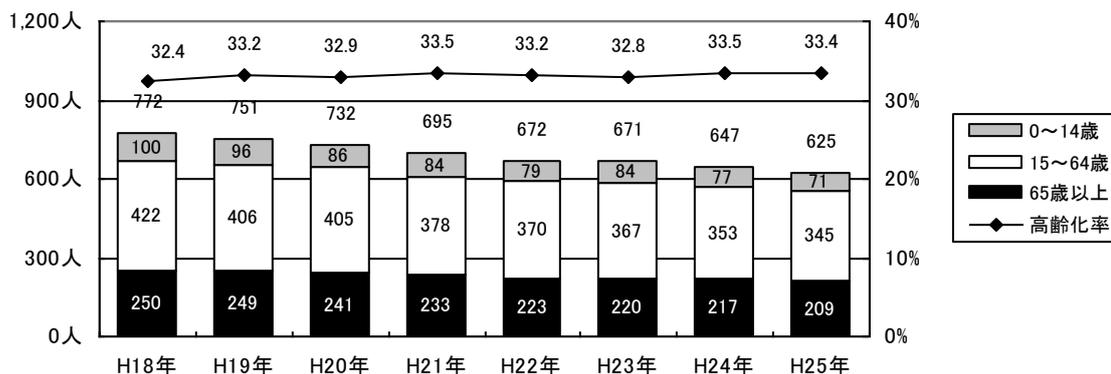
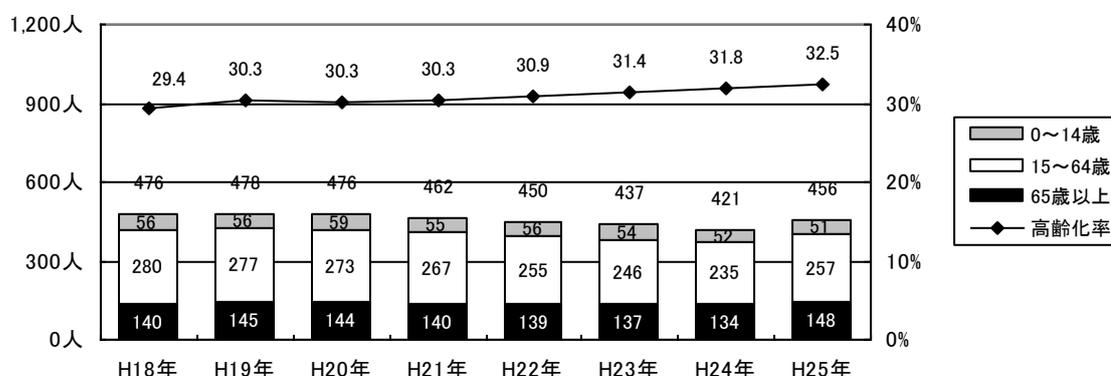


図 手ノ子地区 年齢3階級別人口及び高齢化率の推移



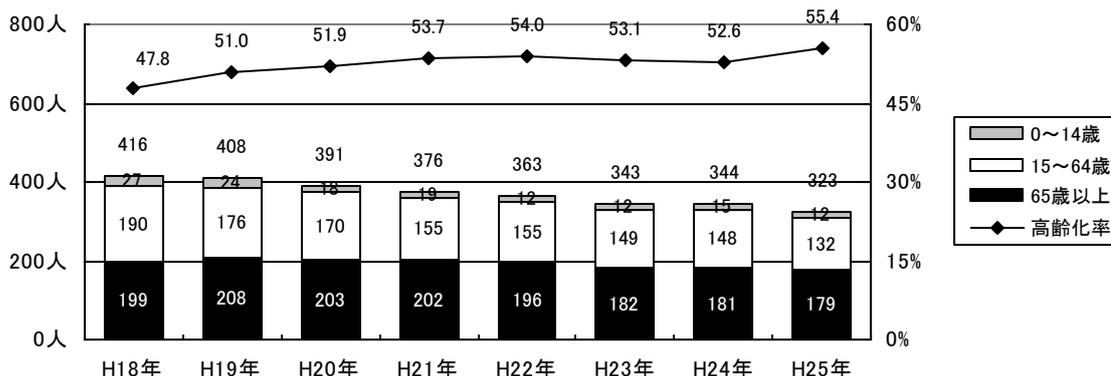
* 飯豊町住民基本台帳(各年3月末)

図 高峰地区 年齢3階級別人口及び高齢化率の推移



* 飯豊町住民基本台帳(各年3月末)

図 中津川地区 年齢3階級別人口及び高齢化率の推移



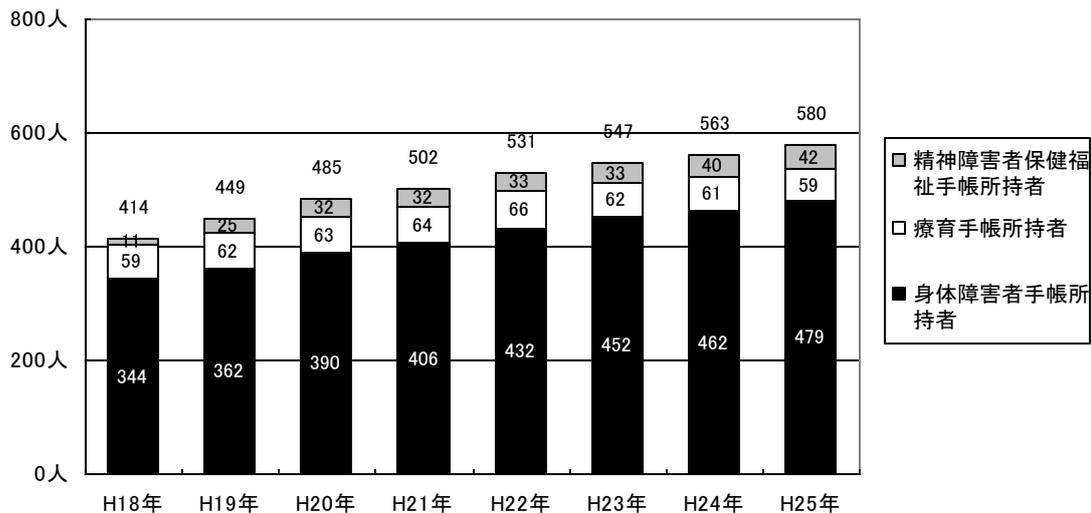
* 飯豊町住民基本台帳(各年3月末)

(2) 障がいのある人（手帳所持者等）

平成 25 年 3 月末現在、身体障害者手帳所持者は 479 人、療育手帳所持者は 59 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 42 人となっています。

また、精神障がいのある人の自立支援医療受給者（精神通院医療）は、手帳所持者数を上回る 74 人となっています。

図 手帳所持者数の推移



* 各年 3 月末（飯豊町健康福祉課資料）

表 等級別手帳所持者数及び自立支援医療受給者数の推移

（単位：人）

		H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
所身体障害者手帳	計	344	362	390	406	432	452	462	479
	1 級	74	80	88	92	101	107	105	112
	2 級	42	42	44	45	48	49	54	50
	3 級	64	64	67	70	77	79	78	85
	4 級	83	89	103	107	111	116	123	127
	5 級	51	56	57	59	62	64	65	65
所療育手帳	計	59	62	63	64	66	62	61	59
	A	19	19	20	20	23	23	22	21
	B	40	43	43	44	43	39	39	38
所保健福祉手帳	計	11	25	32	32	33	33	40	42
	1 級	5	12	14	14	15	15	16	17
	2 級	4	12	15	15	15	15	19	19
	3 級	2	1	3	3	3	3	5	6
自立支援医療受給者（精神通院医療）		43	62	59	63	64	69	74	74

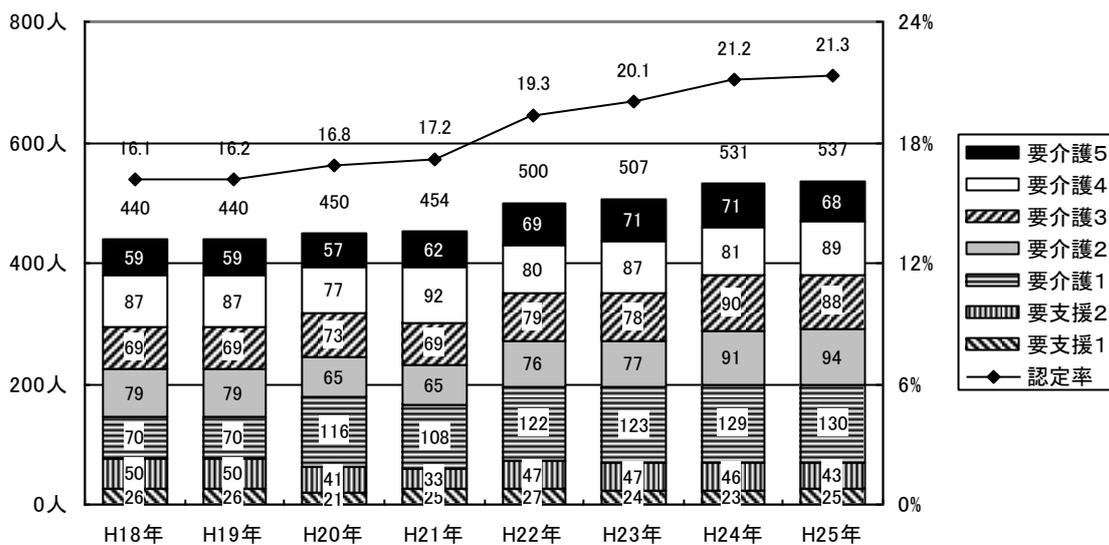
※各年 3 月末（飯豊町健康福祉課資料）

(3) 要支援・要介護認定者

介護保険制度の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、平成25年9月末現在537人となっています。

厚生労働省資料(平成25年10月)によると、本町の認定率(第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合)は県内でも高い21.1%となっています。

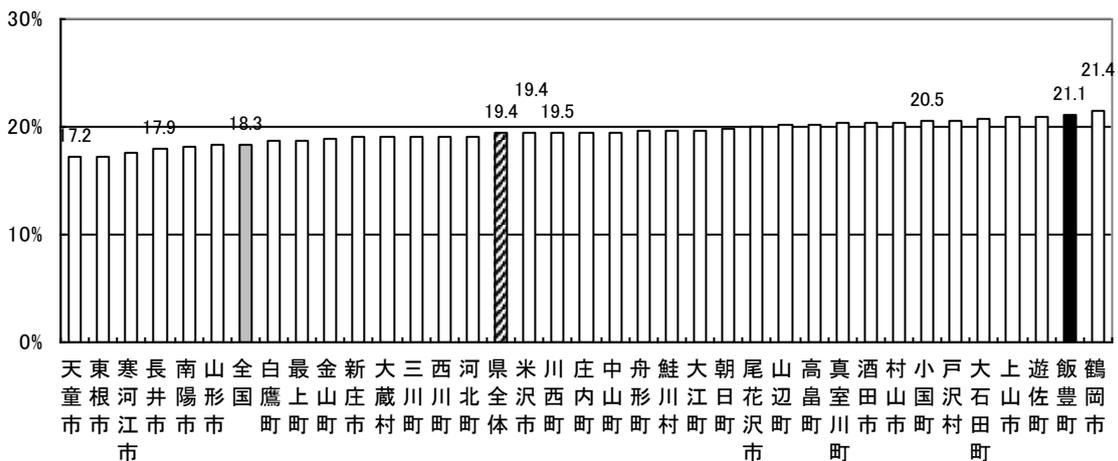
図 要支援・要介護認定者数の推移



* 各年9月末(飯豊町健康福祉課資料)

* 認定率は同年3月末の65歳以上人口(飯豊町住民基本台帳)より算出

図 県内市町村の認定率



* 厚生労働省資料(介護保険事業状況報告(暫定)H25年10月分)

第2章 計画の基本的な考え方

1

基本理念

全国的に都市化が進み、人と人とのつながりが薄れていく傾向にある中で、本町には豊かな自然、人の温かさ、郷土愛、地域連帯意識が残っています。

しかし、就労環境の変化、世帯構成員の減少、家族機能の低下などにより、手助けや介護などの支援を必要とする人が増加するなど、地域での相互扶助機能を再構築することが必要となっています。

アンケート調査では、地域福祉の充実に向けた住民と行政との関係について、「協力し合い共に取り組む」、「住民同士の助け合いに行政が援助」など、住民が主体となった関係への意識の高まりが感じられます。また、住民同士の自主的な支え合い、助け合いの関係が必要といった意向は、すべての年代で高い割合を占めています。

今後は、こうした意向を踏まえ、住民による隣近所や地域での支え合い、助け合いを基調に、福祉によるまちづくりを推進していくことが重要です。

これらを踏まえ、本町では住民一人ひとり、地域、各種団体、サービス提供事業者、飯豊町社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割分担のもと、協働して地域福祉を推進する取り組みを展開していきます。

2 基本目標

基本理念の実現にむけて、3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 みんなで支え合う地域づくり

地域福祉を推進する上で最も大切なことは、住民同士が支え合い、助け合う仕組みをつくることです。

子どもから大人まですべての住民の福祉意識を醸成するとともに、身近な地域での見守り体制を構築します。また、それら住民や地域が主体となって取り組む活動の支援を行います。

基本目標2 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

福祉制度の改正等が毎年のように行われていることから、相談体制の充実とともに、必要とする人への的確に情報が届くよう、さまざまな方法による情報提供に取り組めます。

また、サービス提供事業者や飯豊町社会福祉協議会との連携のもと、福祉サービスの充実を進めます。

基本目標3 安心して暮らせる仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で、いきいきとした生活が送れるよう、子育て支援、健康づくり・介護予防、生きがいづくりなどを充実します。

また、移動や買い物などの生活支援や災害発生時の支援体制づくりに取り組めます。

3

施策の体系

基本目標1 みんなで支え合う地域づくり

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 地域での見守り体制の構築
- (3) 住民活動への支援
- (4) 関係団体への支援

基本目標2 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2) 在宅介護への支援
- (3) サービス提供基盤の充実

基本目標3 安心して暮らせる仕組みづくり

- (1) いきいきと暮らせる仕組みづくり
- (2) 安心して暮らせる仕組みづくり

4 自助・共助・公助による取り組み

(企)町内企業、(サ)サービス提供事業者、(社)飯豊町社会福祉協議会、(相)相談支援に携わる人、(商)商店等

基本目標1

みんなで支え合う地域づくり

(1) 福祉意識の醸成

公助	自助	共助
<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の広報・啓発 男女共同参画の意識づくり 福祉教育の推進 地域住民や団体の交流の場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉を話し合う機会 隣近所への声かけ 地域の行事や地域活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体への参加促進 活動や行事等の開催 学習・体験活動の実施 生活課題を話し合う機会づくり 福祉への理解(企) 地域社会との交流(サ) 啓発情報の発信(社) 福祉教育の充実(社) 福祉学習の支援(社)

(2) 地域での見守り体制の構築

公助	自助	共助
<ul style="list-style-type: none"> 協働の仕組みづくり 担い手の育成支援 サロン活動等の充実 部落・自治会等の組織による福祉活動の促進 関係機関等による見守りネットワークの構築 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションの実践 隣近所や地域への支援依頼 隣近所での見守り サロン活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 見守り活動の推進 日常の暮らしてできる手助けの実践 サロン活動の参加・協力(サ) ボランティアの受け入れ(サ) サロン活動の支援(社) 地域福祉活動を推進する人材の育成(社) ボランティアセンター機能の強化(社)

(3) 住民活動への支援

公助	自助	共助
<ul style="list-style-type: none"> 情報提供・情報共有の仕組みづくり 世代間交流の促進 地域における生活課題の解決に向けた話し合いの場づくり コーディネート機能の充実 福祉座談会の開催 行政の集落支援チームづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時連絡先等の提示 身近な公共施設の利用 	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等とのコミュニケーション、情報共有 地区公民館等の活用 施設・設備等の開放(サ) 集落ワークショップの開催(社) ボランティアの育成(社) ボランティアコーディネート機能の充実(社)

(4) 関係団体への支援

公助	自助	共助
<ul style="list-style-type: none"> 飯豊町民生委員児童委員連絡協議会や各種団体への支援 飯豊町社会福祉協議会への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 社協や各種団体等が行う活動への理解 	<ul style="list-style-type: none"> 集落ワークショップの開催による地域内でのつながり支援(社)

基本目標2

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

(1) 相談体制・情報提供の充実

公助	自助	共助
<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の充実 情報提供の充実 情報共有の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉情報や相談窓口に関する知識の習得 身近にいる相談支援者や、行政・関係機関の相談窓口の利用 福祉サービスに関する講演会や研修会などへの参加 必要な福祉サービスの情報の提供要請 	<ul style="list-style-type: none"> 回覧板の活用による福祉情報の伝達 福祉サービスに関する情報交換 各種相談窓口への伝達 福祉情報の提供、住民と信頼関係づくり(相) サービス内容の周知や利用前相談の充実(サ) 相談体制の充実(社)

(2) 在宅介護への支援

公助	自助	共助
<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメント従事者への研修等の確保 在宅支援事業の充実 サービス提供事業者に関する指導監督の実施 専門的人材育成の充実 福祉サービスの利用者支援の仕組みづくり サービスの質の向上に向けた取り組み 介護者支援事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスに関する問い合わせ、説明の要求 苦情相談窓口等の活用 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用 サービス評価への協力や、サービスの質の向上に向けた提案 	<ul style="list-style-type: none"> 介護や認知症に関するノウハウの提供(サ) サービス利用者の利益と基本的人権の尊重、苦情対応体制の充実(サ) 職員研修の計画的な実施(サ) 自己評価の実施や第三者評価の受審(サ) 日常生活自立支援事業の周知、実施体制の充実(社) 家族介護者への支援(社)

(3) サービス提供基盤の充実

公助	自助	共助
<ul style="list-style-type: none"> 新たな課題に対応した福祉サービスの充実 事業者・関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 行政が実施するアンケート調査への協力 行政が策定する各福祉計画の進捗状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 行政や関係機関が開催する連絡会議や意見交換会等への参加(サ) 公的制度の対象外など、独自サービスの検討・実施(社)

基本目標3

安心して暮らせる仕組みづくり

(1) いきいきと暮らせる仕組みづくり

公助	自助	共助
<ul style="list-style-type: none"> 安心して子育てができる環境整備 健康づくり・介護予防の推進 生きがいづくりの推進 虐待、DV、自殺防止の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり、正しい食事、運動の実践 定期的な健康診査の受診 虐待やその可能性のある事例等発見時における通報・通告、相談 	<ul style="list-style-type: none"> 生きがいづくりの機会の提供 防犯パトロール、地域見守り活動などの実践 通学路の危険箇所などの改善要請 組織の理念や方針の共有、法令を遵守 虐待防止や身体拘束廃止に関する知識の習得 虐待等発見時における通報・通告 高齢者や障がいのある人が利用しやすい環境づくり(商)

(2) 安心して暮らせる仕組みづくり

公助	自助	共助
<ul style="list-style-type: none"> 移動支援 買い物支援 除雪対策の充実 交通安全・防犯体制の充実 災害発生時における支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 困っている人への手助け 隣近所との声をかけ合える関係づくり 防災情報の把握、防災用品・避難場所・避難経路の確認 行政や地域が作成する災害時要援護者名簿への登録 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者情報の共有、地域全体で対応できる体制づくり 自主防災組織の設置、災害発生時や緊急時における支援体制づくり さまざまな対応を想定した避難訓練の定期的な実施 防災のための学習会の開催 災害発生時における施設や設備を活用した地域への支援(サ) 災害時要援護者等の受け入れ体制の確保(サ) 災害ボランティアセンターの設置運営に関するマニュアル作成(社)

第3章 取り組みと役割分担

1

みんなで支え合う地域づくり

(1) 福祉意識の醸成

子ども・子育て、高齢者、障がいのある人を対象とした福祉制度や介護サービスの整備が進み、福祉サービスを身近に感じることも多くなってきました。

しかし、アンケート調査では、「年齢や障がいに関係なく、誰もがひとりの人間として、不自由なく地域で暮らす」という考え方については、38.3%の人が「浸透していない」と感じており、「共に暮らし、共に生きる社会を目指す」という理念がまだ十分浸透していない状況にあります。

住み慣れた地域で、誰もが安心して、自分らしい生活を送ることができる環境をつくるためには、住民が「みんなで支え合い、助け合う」という考え方に理解を深めることがとても重要です。

また、関係団体や庁内関係課からは、福祉教育の重要性も指摘されており、学校や地域での体験学習や生涯学習などの機会を通じて、福祉とは決して特別なことではなく、一人ひとりにとって身近な存在であることを認識し、広めていく必要があります。

アンケート調査より

- 年齢や障がいに関係なく、誰もがひとりの人間として、不自由なく地域で暮らすという考え方について、「浸透していない」と感じている人が 38.3%
- 地域福祉を推進するための優先事項として、「福祉意識を高める広報、啓発の強化」と思う人が 37.3%
- 自主的な支え合い・助け合いのために必要なことについて、「部落・自治会等の組織を中心とした住民相互の交流活動」は 45.3%、「自ら進んで住民相互のつながりを持つ」は 42.3%

関係団体等意向調査より

- 小学校の「ゆとり教育」が見直されたことにより、総合的学習の時間が縮小傾向にあり、学校での福祉教育に活用される時間は減少している。
- 子どもや学生の時から、福祉に関する勉強を取り入れることが必要である。
- 大人が地域課題を話し合い、解決の方策を探ることは、学校教育以上に大切に重要なことだと思う。

庁内関係課等ヒアリング調査より

- 福祉教育の一環として、子どもたちの体験学習は大事だと思う。
- 障がいや障がいのある人に対する正しい理解の啓発について、具体的な取り組みはできていない。

《取り組みの方向》

① 行政による取り組み【公助】

地域福祉の広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> • 「広報いいで」やホームページを活用して、支え合い、助け合いの意識を高める情報を発信します。 • 高齢者や障がいのある人への理解を深める機会を充実するとともに、人権・福祉意識を醸成する事業を計画的に実施します。
男女共同参画の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 男女が対等の立場でお互いの人権を尊重し、個人として持つ能力を最大限に活かすことができるよう、男女共同参画に対する意識づくりを推進します。
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 命の大切さや他人を思いやる心を育む人権教育を推進します。 • さまざまな場面を活用して、学校での福祉教育を推進します。
地域住民や団体の交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 交流会や合同イベントの開催など、住民活動グループや各種団体等による交流機会の充実を支援します。 • 庁内関係課が連携し、住民が主体となった地域づくりを支援します。

② 自分や家族が取り組むこと【自助】

- 家族や仲間と福祉について話し合う機会をつくれます。
- 日頃から、隣近所と声をかけ合える関係を築くよう努めます。
- 地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。

③地域のみんなが取り組むこと【共助】

- 地区や部落・自治会等の組織で行われている活動や行事、また老人クラブなどの各種団体の意義について周知し、参加を促します。
- 地域づくりを目的とした活動や行事・イベントを開催します。また、時間や曜日設定の工夫など、誰もが参加しやすい機会づくりに努めます。
- 地区公民館等を活用して、地域協働によるさまざまな学習・体験活動を実施します。
- 地域の活動や行事への参加経験がない人・少ない人に対し、参加しやすい雰囲気づくりとして、役割をお願いするなど工夫をします。
- 子どもを中心とした活動や行事を企画し、子どもを持つ若い世代の地域活動への関わりを促します。
- 地域が抱える生活課題を話し合う機会をつくれます。
- サービス提供事業者の実施する行事などに積極的に参加するとともに、地域の行事などに事業所の参加を求め、交流を深めます。

〔町内企業〕

- 従業員による育児・介護休業制度の利用を促進するなど、福祉への理解を深めます。

〔サービス提供事業者〕

- 地域活動へ積極的に参加し、地域社会との交流を深めます。

〔飯豊町社会福祉協議会〕

- 機関紙「しあわせ」やホームページを活用した啓発情報を発信します。
- 高齢者や障がいのある人に対する理解を深める機会を設けるなど、福祉教育の充実を図ります。
- 小中学校の児童・生徒を対象とした、福祉に関する学習支援を充実します。

(2) 地域での見守り体制の構築

高齢化の進行により、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯は増加傾向にあり、誰もが安心して生活を送れるために、地域での見守り活動の役割はますます重要になってきています。

また、子ども世帯と同居していたとしても、日中をひとりで過ごしている「日中ひとり暮らし高齢者」、ひとり親家庭、介護を必要とする人や障がいのある人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、地域には何らかの支援を必要とする人が大勢います。

住民座談会や関係団体等意向調査では、超高齢社会に対応した見守り体制の重要性が数多く指摘されています。

これまで、部落・自治会等の組織、民生委員児童委員、各種団体、飯豊町社会福祉協議会など、たくさんの組織や団体がサロン活動をはじめとする地域での支え合いに取り組んできています。今後はより一歩連携を深め、支援を必要としている人の把握と、その人に必要な支援を的確に行っていくことが重要です。

また、近年は虐待や消費者被害、孤立死など、目が届きにくい深刻な事案も社会問題となっています。このような問題を防止するためにも、地域による見守りを進めていくことが大切です。

アンケート調査より

- 地域活動に期待するものでは、「緊急事態が起きたときの対応」が 62.3%

住民座談会より

- 男性のひとり暮らしの人へ支援が必要なのではないか。(女性はお茶のみに行くが、男性は行けない)
- 75 歳を過ぎたら家に引きこもらず、集まるための方法を考えなくてはならないのでは。

関係団体等意向調査より

- ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増え、外出の機会が少なくなっている。隣近所でも動きが見えなくなっている。
- 高齢者同士の交流活動(サロン活動等)が少ない地区もあり、地域差がある。
- サロン活動は有効だと思うが、毎月1～2回など定期的な活動を行うためには、リーダーの養成が不可欠。

《取り組みの方向》

①行政による取り組み【公助】

協働の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">• 地域での見守り活動への理解と協力を求めるため、啓発を行います。• 地域の組織や団体、民生委員児童委員など、身近な地域で支援に携わる人や、その役割について周知します。• 地域組織や各種団体に対して、福祉活動への参加の重要性を啓発します。• 福祉関係団体との連携による支え合いの仕組みづくりを進めます。• 住民主体の助け合いや支え合いの活動を、飯豊町社会福祉協議会を通して支援します。
担い手の育成支援	<ul style="list-style-type: none">• 身近な地域での福祉活動への参加の機会をつくるとともに、情報提供に努めます。• 福祉活動に参加する人や、活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。• 民生委員児童委員研修の実施を支援し、情報支援や知識の習得を図ります。• 認知症サポーター養成講座の開催を進めます。
サロン活動等の充実	<ul style="list-style-type: none">• サロン活動の充実を図るとともに、全地区での実施を目指します。• 高齢者や障がい者等の交流の場を増やし、閉じこもり等の解消に努めます。
部落・自治会等の組織による福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none">• 部落・自治会等の組織が行う日常生活の相談・見守り、支援等の福祉活動を促進します。• NPOの活動や組織化に関する情報提供を行います。• 飯豊町民生委員児童委員連絡協議会など、福祉活動を行う団体の活動を支援します。

(つづき)

関係機関等による見守りネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報交換や地域福祉活動を行う各種団体の交流促進を図ります。
----------------------	---

②自分や家族が取り組むこと【自助】

- あいさつや声かけを積極的にするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。
- 悩みをひとりで抱えこまず、隣近所や地域の人に支援を求めます。
- 隣近所で気になる人がいれば、見守ります。
- サロン活動に参加します。

③地域のみんなが取り組むこと【共助】

- 地域のみんなで、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がいのある人、子育て家族などの見守り活動を進めます。
- ごみ出しや買い物など、日常の暮らしで何らかの手助けが必要な人に対して、できる範囲で協力します。
- サロン活動に参加・協力します。

〔サービス提供事業者〕

- 福祉施設で積極的なボランティアの受け入れを行います。

〔飯豊町社会福祉協議会〕

- サロン活動事例の調査・研究など、住民が主体となったサロン活動の充実に向けた取り組みを進めます。
- 民生委員児童委員を支え、共に地域福祉活動を推進していく人材を育成していきます。
- 福祉活動に関わるボランティア養成講座を開催し、その周知と参加を呼びかけます。
- ボランティア活動に関する相談や調査研究、連絡調整機能の充実にむけて、ボランティアセンター機能を強化します。

(3) 住民活動への支援

情報化社会といわれる現代において、個人のプライバシーに関する情報の取扱いについては、どの機関も最大限の注意を払っており、住民の関心も高まっています。

しかし、関係団体等意向調査では、地域住民を支援するために必要な情報であるにも関わらず、その収集や共有が難しくなっているとの意見が寄せられています。

誰もが孤立することなく、安心して暮らすことができるようになるには、お互いの顔が見える関係を築くことが重要です。そのためには、交流が深まり、地域課題を共有できるような機会が地域で提供されることが必要です。

また、住民活動は自分が住む地域での活動だけでなく、町全域を範囲とするようなボランティア活動も存在します。地域福祉を推進するためには、自分に合った活動に参加できる機会も必要であることから、ボランティアの養成や活動をコーディネートする機能の充実も必要となってきます。

アンケート調査より

- 地域福祉を推進するための優先事項で、全体では「気軽に参画し、利用できる拠点づくり」が 43.7%

住民座談会より

- 高齢者が多い部落では、部落の機能をどう補完すればよいのか。
- 部落長・自治会長等と民生委員児童委員の役割分担、情報共有はどうなっているのか。

関係団体等意向調査より

- 自治会として、どこに誰が住んでいるのかについて知っておくべきと思うが、プライバシーの保護が課題となり把握が難しい。
- 各地区の組織や部落・自治会等で年1～2回程度でも、学習機会（説明会等）があればよいと思う。
- ボランティアの養成講座は必要である。多くの人に参加してもらい、福祉活動が活発になればよいと思う。
- ボランティアセンター機能の設置が必要である。

庁内関係課等ヒアリング調査より

- 町のホームページに地区協議会の活動の様子を掲載してほしい、という声がある。

《取り組みの方向》

① 行政による取り組み【公助】

情報提供・情報共有の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 「広報いいで」やホームページを活用して、地区や自治会で行われている活動や行事について周知します。 部落長・自治会長等、民生委員児童委員、自主防災組織などと、支援が必要な人たちの情報を共有化する仕組みづくりを検討します。
世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや高齢者など、さまざまな世代の住民がともに活動する取り組みを促進し、世代間交流を図ります。
地域における生活課題の解決に向けた話し合いの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域で、地域が抱える生活課題を話し合う機会をつくります。
コーディネート機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域における各種団体間の連携、住民活動の調整等を担うコーディネーターの養成に取り組みます。
福祉座談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 福祉行政の状況説明や地域課題等を把握するために、各地区で定期的に福祉座談会を開催します。
行政の集落支援チームづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域力を維持する観点から、集落の地域づくりと介護予防・健康づくりを連携して支援する取り組みを行います。

② 自分や家族が取り組むこと【自助】

- 緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけます。
- 自分や家族の情報は、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲で地域活動を行う人や団体、行政に提供します。
- 地区公民館や集落施設等など、身近な公共施設を積極的に利用します。

③地域のみんなが取り組むこと【共助】

- 支援が必要な人たちに対する見守りなどを充実させるため、住民同士、住民と部落長・自治会長等の役員、民生委員児童委員などの間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有化を進めます。
- 地区活動や福祉活動を推進するため、地区公民館などを積極的に活用します。

〔サービス提供事業者〕

- 施設・設備などを地域や各種団体が行うイベントで開放します。

〔飯豊町社会福祉協議会〕

- 地域が抱える生活課題を話し合う機会として、集落ワークショップを開催します。
- ボランティア養成講座の充実や参加しやすい雰囲気づくりなど、ボランティアの育成を進めます。
- 福祉活動に関わるボランティア情報の収集と発信、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。

(4) 関係団体への支援

地域では、部落・自治会等の組織のほか、民生委員児童委員、老人クラブ、障がい者団体、ボランティア、飯豊町社会福祉協議会など、さまざまな人や団体が活動しています。行政がなかなか手の届きにくい領域に対しても、柔軟な活動を展開できるこれらの団体は、町にとってますます大きな役割を担ってきています。

飯豊町民生委員児童委員連絡協議会については、行政の協力機関として位置づけられていることから、行政からさまざまな協力依頼を受けて活動しています。しかし、関係団体等意向調査では活動内容が多岐にわたっているため、負担が大きくなってきているなどの意見もあります。

また、当事者組織では、会員の高齢化や新たに会員となる人の減少により、活発に活動することが難しくなっているなどの課題も生じています。

今後は、これら関係団体の自主的で自発的な活動が、地域の課題に対して大きな力を発揮できるよう活動を支援していくことが必要です。

関係団体等意向調査より

- 要援護者台帳や見守り対象者のリスト等は行政より提供されているが、その他はプライバシーの保護により名簿がない。
- 部落・自治会等の組織での見守り活動の推進のほか、民生委員児童委員をサポートするような体制も必要ではないのか。
- 老人クラブ等の当事者組織は会員数が減少している。新規の加入がない、少ない。
- 行政と当事者組織の定期的な意見交換の場が必要である。

《取り組みの方向》

① 行政による取り組み【公助】

飯豊町民生委員児童委員連絡協議会や各種団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> • 情報提供や研修を充実するとともに、他の機関や団体との連携を支援します。 • 当事者組織や各種団体間の交流機会、意見交換の場を設けます。 • 各種団体の活動をより活発化するための支援策を検討します。
---------------------------	--

(つづき)

飯豊町社会福祉協議会への支援	<ul style="list-style-type: none">• 地域福祉計画の実践編となる「地域福祉活動計画」の策定を支援します。• 地域福祉の推進に向けた事業や活動について、意見交換や必要な支援を行うなど、連携した取り組みを推進します。
----------------	--

②自分や家族が取り組むこと【自助】

- 飯豊町社会福祉協議会や各種団体等が行う活動への理解を深めます。

③地域みんなが取り組むこと【共助】

〔飯豊町社会福祉協議会〕

- 集落ワークショップを開催し、地域内でのつながりを支援します。

2 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

(1) 相談体制・情報提供の充実

生活スタイルの多様化や地域とのつながりが希薄化していると言われる今日では、地域で相談できる相手がない、また、問題を抱えていることに誰にも気付かれないなど、問題が潜在化していることも考えられます。

また、家庭内の悩みごとについて、一つの問題に複数の事情が起因していることなどにより、一つの専門機関だけでは対応できないケースが発生するなど、問題が複雑化する傾向がみられます。

相談体制の充実については、アンケート調査で「行政が充実すべきこと」が第2位にランクされているほか、住民座談会や関係団体等意向調査では、より相談しやすい環境づくりを求める声が挙がっています。

一方、情報提供については、住民座談会等を中心に行政から発信している情報が十分届いていないようすがみられました。情報提供は、高齢者、障がいのある人、子どもを持つ保護者など、情報を利用する側の視点での「工夫」が必要であるとともに、福祉への住民の積極的な参加を進めていく上でも、分かりやすく、役立つ情報を提供することが必要となっています。

アンケート調査より

- 福祉サービスを安心して利用できるよう、町が充実すべきことの第1位は「情報提供」(63.9%)、第2位は「相談対応」(47.4%)、第3位は「制度説明や学習機会」(33.6%)
- 地域福祉を推進するための優先事項について、「身近な場所での相談窓口の充実」が52.3%で第1位
- 高齢者福祉の拠点施設である「地域包括支援センター」の認知度は21.3%

住民座談会より

- 介護が必要になった時、施設入所をどのように考えているのか。今から申し込まなければ入所できないようでは、困るのではないか。
- 行政の窓口の簡素化が必要では。どこに電話すればよいかわからない。一か所ですべてが済むようにしてほしい。

関係団体等意向調査より

- 福祉専門の担当者ができるだけ訪問活動を行い、相談に応じてほしい。
- サービスを必要とする人だけでなく、その予備群へのアプローチも必要ではないか。
- サービスや施設の内容について、老人クラブにも教えてほしい。
- 地区公民館に相談センターの機能を設けてはどうか。
- 住民への情報提供という観点から、施設参観日のような日を設けてはどうか。
- 障がい福祉全般に関するパンフレット等があるとよいのでは。当事者だけでなく、周りの人が知っていれば相談につながるかもしれない。
- 町内にある多種多様な相談機関相互のネットワークを強め、たらい回しを避ける仕組みが必要では。
- 障がいのある人の就労相談を設けてほしい。

庁内関係課等ヒアリング調査より

- 「広報いいで」に高齢者向けページなど、福祉の枠を確保できないか。
- 地区公民館に相談できる体制があってもよいのでは。

《取り組みの方向》

① 行政による取り組み【公助】

相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none">• 地域包括支援センターなど、福祉サービスに関する情報提供や専門的な相談に応じる窓口の周知を強化します。• 民生委員児童委員や各種相談員、福祉サービス事業所など、身近な地域で相談支援に携わる人や事業所について周知します。• 相談窓口で対応する職員の能力向上を図るとともに、専門性の高い相談に対応するため、関係機関との情報交換や連携を強化します。
---------	--

(つづき)

<p>相談窓口の充実 (つづき)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、家庭訪問等により、相談支援の充実に努めます。また、身近な公共施設での相談対応の実施について検討を行います。 • 相談支援に携わる人や福祉サービス事業所が参加できる研修を充実します。 • 制度改正への対応や福祉施策の連携を考慮しながら、住民が利用しやすい総合相談体制のあり方を検討していきます。
<p>情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「広報いいで」やホームページに掲載する福祉情報を充実させます。 • 福祉サービスの内容や利用の手続きなどの情報を分かりやすくまとめたチラシや冊子等を作成します。 • 地域の組織や団体等を通じ、福祉サービスの浸透に努めます。 • 健康づくり、介護予防、消費者被害対策、協働によるまちづくりなど、生活に密着したテーマをメニュー化し、地域に出向いて開催する「出前講座」を実施します。 • 情報ニーズを的確に把握し、提供する情報内容の定期的な見直しを行います。
<p>情報共有の仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 行政やサービス事業者が行う福祉サービス等の情報、制度化されたもの以外のサービス、地域で活動する団体の活動状況などの情報を収集し、広く住民がそれらの情報を共有できる仕組みづくりを検討します。 • 個人情報の保護に留意した上で、関係機関による連携がよりスムーズになるよう、情報共有を進めます。

②自分や家族が取り組むこと【自助】

- 広報「いいで」や回覧板等をよく読み、福祉サービスに関する知識を積極的に身につけます。
- 広報「いいで」やホームページなどをよく読み、各種相談窓口に関する知識を身につけます。
- 悩みをひとりで抱えこまず、身近にいる相談支援に携わる人や、行政・関係機関の相談窓口を利用します。
- 福祉サービスに関する講演会や研修会などに参加するよう心がけます。
- 必要な福祉サービスの情報を周囲に求めます。

③地域みんなが取り組むこと【共助】

- 回覧板を活用し、必要な福祉サービスの情報を伝達します。
- 人が集う機会を利用するなど、福祉サービスについて情報交換ができる場を設けます。
- 悩みごと・困りごとに対し、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎます。

〔相談支援に携わる人〕

- 自らの役割について周知するとともに、福祉サービスの情報提供を行います。また、日頃から住民と信頼関係を築き、気軽に相談しやすい雰囲気づくりを心がけます。

〔サービス提供事業者〕

- 見学会や相談会などを定期的を開催し、サービス内容の周知や利用前の相談を充実します。

〔飯豊町社会福祉協議会〕

- 心配ごと相談所のあり方を再検討し、相談体制の充実を図ります。

(2) 在宅介護への支援

平成 12 年に導入された介護保険制度により、介護が必要な状態になっても在宅生活を可能とする介護サービス等の基盤は整いつつあります。しかし、その一方で施設への入所を希望する待機者が多数いるのも事実です。

アンケート調査でも、日常生活での悩みや不安について、「健康のこと」、「老後のこと」が上位を占めており、誰にとっても重要なことであると言えます。また、50 歳代では、「家族の介護が心配」といった回答も多くみられるほか、住民座談会においても、要介護認定や施設入所に関する質問、質問等が多くありました。

今後は、認知症高齢者の増加も予想される中、介護を必要とする本人のみならず、介護者への支援を充実していくことも重要となっています。また、認知症高齢者や障がいのある人の中には、判断能力が不十分なために財産管理や日常生活で生じる契約などの行為の際に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守ることも、在宅介護を支えていくためには必要です。

アンケート調査より

- 日常生活での悩みや不安について、全体では第1位が「健康のこと」(55.4%)、第2位が「老後のこと」(52.9%)、50 歳代では「家族の介護」が 37.8%を占め、他の年代の回答より高い(全体では 22.9%)

住民座談会より

- 国は在宅介護を推進しているが、家族への負担が大きいとともに、経済的にも大変である。
- 今後、高齢者が増えたら介護サービスは利用できるのか。

関係団体等意向調査より

- サービス提供事業所が蓄積しているノウハウ(認知症の人の理解や支援方法など)を、地域の人々にむけて活かしていく機会があれば、在宅介護の支援につながるのでは。
- やはり、在宅介護が基本だと思うので、それを支援する NPO 法人等の育成などを考えられないものか。

《取り組みの方向》

①行政による取り組み【公助】

ケアマネジメント従事者への研修等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャーをはじめ、福祉サービスのマネジメント従事者を対象とした研修等を行い、資質向上を図ります。
在宅支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 在宅生活に必要な日常生活の支援について、関係機関等と連携し事業の推進を行います。
サービス提供事業者に関する指導監督の実施	<ul style="list-style-type: none"> 指導監督機関と連携し、福祉サービス事業者に対して法令遵守の徹底はもとより、利用者の視点で指導監査を行います。
専門的人材育成の充実	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス従事者やケアマネジメント従事者を対象とした研修を通じて、福祉サービスに専門的に携わる関係者の質の向上を図ります。
福祉サービスの利用者支援の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス利用者の苦情の受け付けや、利用者の不利益の回復とサービスの改善にむけて、福祉サービス苦情解決制度の充実を行います。 「広報いいで」やホームページを活用して、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を行うとともに、実施体制の充実を図ります。
サービスの質の向上に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス事業者に、サービスの質の向上についての必要性や取り組みについて啓発します。 サービス提供事業者が行うサービスの実施状況を把握するとともに、定期的なサービス利用者への満足度調査の実施などを踏まえて、事業者への指導や施策への反映に取り組みます。
介護者支援事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護者へ在宅介護に必要な支援を幅広く検討し、事業に取り組みます。

②自分や家族が取り組むこと【自助】

- 福祉サービスを利用する際、分からないことは問い合わせ、説明を求めます。
- 福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口などを活用します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等のサービスの知識を身につけ、必要に応じて活用するよう心がけます。
- 福祉サービス事業者が行うサービス評価への協力や、サービスの質の向上に向けた積極的な提案を行います。

③地域 みんなが取り組むこと【共助】

〔サービス提供事業者〕

- サービス提供事業者として、介護方法や認知症について学ぶ機会をつくれます。
- サービス利用者の利益と基本的人権の尊重に努めます。また、事業所における苦情対応体制の充実とともに、外部の苦情対応窓口の周知を行います。
- 技術や接遇の研修、リスクマネジメント、法令遵守の周知・徹底など、職員を対象とした研修を計画的に実施します。
- 国や県のサービス評価手法を活用して、自己評価の実施や第三者評価の受審を行い、結果を公表します。

〔飯豊町社会福祉協議会〕

- 日常生活自立支援事業を周知するとともに、専門員の配置や資質向上による実施体制を充実します。
- 高齢者や障がいのある人の家族介護者が集い、介護技術を学び、悩みや不安について語り合う取り組みを支援します。

(3) サービス提供基盤の充実

高齢福祉や障がい福祉の分野では、自己選択、自己決定、生活の継続などの自立支援を目的とする制度改正が進められ、高齢になっても、障がいがあっても、自立して暮らしていける社会や地域づくりが求められています。

アンケート調査では、地域福祉を推進するための優先事項の第3位に「福祉施設の整備充実」が挙げられているほか、住民座談会や関係団体等意向調査でも、サービス提供基盤の充実を求める声が寄せられています。

必要な人が必要なときに、的確に効果的なサービスを受けることができるよう、住民、各種団体、民間事業者、行政が協働して、新たなサービス提供の仕組みを生み育てることも重要と考えられます。

アンケート調査より

- 地域福祉を推進するための優先事項で、「福祉施設の整備充実」が41.7%で第3位

住民座談会より

- 介護の質を高めてほしい。
- 団塊の世代が施設に入所できるか不安だ。計画的な施設整備をしてほしい。
- ひとり暮らしになっても、住んでいけるような施設が近くに必要である。

関係団体等意向調査より

- 親亡き後の生活の場、就労しながら地域での自立生活をしようとする障がいのある人のために、グループホーム等の整備を前向きに検討してほしい。
- 福祉活動からビジネスチャンスが生まれれば、地域の熱意が高まり、生きがいの確保にも結びつくのではないか。(例えば、高齢者向け宅配サービス、元気な高齢者による克雪ビジネス、安心確認ネットワークサービスなど)

《取り組みの方向》

① 行政による取り組み【公助】

<p>新たな課題に対応した福祉サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政による各種福祉計画の策定にあたっては、アンケート調査をはじめ、座談会やパブリックコメント等の実施により、的確なニーズ把握に努め、サービス提供基盤の確保につなげます。 必要なサービスを提供するため、福祉施設の広域利用など、近隣市町との連携を図ります。 多様化する福祉ニーズを踏まえ、新たな住民参加型サービスの創出に向けた検討を行います。 住民・各種団体・行政による協働、NPO法人の立ち上げや運営に関するアドバイスなど、新たなサービス提供基盤の育成に関する取り組みを推進します。
<p>事業者・関係機関との連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供事業者との定期的な意見交換を実施し、課題の共有とともに解決方策の検討を行います。 福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、利用者支援にあたり連携を強化できるような仕組みづくりを進めます。

② 自分や家族が取り組むこと【自助】

- 行政が実施するアンケート調査に責任を持って回答し、サービスに関する意向を示します。
- 行政が策定する各福祉計画の進捗状況を把握し、必要な福祉サービスが整備されているかどうか確認します。

③ 地域のみんなが取り組むこと【共助】

〔サービス提供事業者〕

- 行政や関係機関が開催する連絡会議や意見交換会等に参加し、充実したサービスの提供につなげていきます。

〔飯豊町社会福祉協議会〕

- 公的制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるよう、独自サービスの検討・実施に努めます。

3 安心して暮らせる仕組みづくり

(1) いきいき暮らせる仕組みづくり

核家族化や少子化の進行を背景に、かつての子どもが地域で体験してきたさまざまな社会体験の機会が失われつつあります。また、地域の子どもと積極的に関わる大人が少なくなったことによる地域の教育力の低下を指摘する声も聞かれます。

関係団体等意向調査では、「子ども連れだと学習会等への参加が難しい」といった声もあるなど、子どもたちだけでなく、子育て家庭を支援することも重要と考えられます。

また、誰もがいきいきと暮らすためには、健康であること、生きがいを持つことが大切です。地域福祉を支える人づくりの観点からも、健康づくりや介護予防、生きがいづくりを推進していく必要があります。

アンケート調査より

- 日常生活での悩みや不安について、50歳代以降は「健康のこと」が60%以上
- ひとり暮らし世帯の場合、日常生活での悩みや不安の多くは「健康のこと」(66.4%)、「老後のこと」(63.6%)

住民座談会より

- 町の介護予防策はどうなっているのか。PR不足ではないか。
- 食生活のバランスを保つために、配食サービスを実施してはどうか。

関係団体等意向調査より

- 学習会等に参加したくても、子どもがいるので参加できないという声がある。託児所の設置も考えていく必要がある。
- 高齢になっても楽しく仕事ができ、収入も得ることができるようにはないか。
- 男性の行き場がない。団塊の世代の役割を考えていくべきでは。

《取り組みの方向》

①行政による取り組み【公助】

安心して子育てができる環境整備	<ul style="list-style-type: none">• 子育て支援センター「こどもみらい館」が行う子育てに関する相談や情報提供等を充実するとともに、育児サークルなどの育成を支援していきます。• 子育て中の人が集まることのできる場所を確保し、子育て中の親が孤立しないように支援していきます。• 妊婦や乳幼児を対象とした健康診査、健康相談などを充実します。
健康づくり・介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none">• いつまでも健康で元気に暮らす意識づくりの観点から、講演会、健康相談、講座などの各種保健事業を充実します。• 特定健康診査・がん検診等を実施し、住民の健康増進や疾病の早期発見に努めます。• 介護予防に役立つ基本的な知識を普及啓発します。• 介護予防に取り組む住民組織の育成・支援等を行います。
生きがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">• シルバー人材センターへの支援を継続し、生きがいづくりや社会参加の促進と高齢者の就業機会の拡大を図ります。• 文化・芸術、趣味、レクリエーション、スポーツ活動など幅広い分野で、住民が交流や創造といった活動ができるよう、生涯学習を推進していきます。• 老人クラブの健康づくりや生きがいづくりを支援していきます。• 障がいのある人のスポーツ活動等、社会参加活動の活性化を支援します。• 「65歳これから講座(仮称)」など、健康づくりや地域活動への参加のきっかけとなるような行事を開催します。

(つづき)

虐待、DV、自殺防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者、子ども、障がい者、女性などへの虐待防止の啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や保護等について関係機関との連携を強化します。 • 自殺予防対策に関する普及啓発のほか、心の健康づくり対策の充実を図ります。
---------------	--

②自分や家族が取り組むこと【自助】

- 健康づくりに関心を持ち、正しい食事や運動に取り組みます。
- 自らの健康を守るため、定期的な健康診査を受診します。
- 虐待やその可能性のある事例をみたり、聞いたときは、小さなことでも行政や関係機関に通報・通告、相談します。

③地域みんなが取り組むこと【共助】

- 幅広い地域活動に取り組むなど、生きがいづくりの機会を提供します。
- 身の回りの安全に気を配るとともに、防犯パトロール、地域見守り活動などに取り組めます。
- 通学路の危険箇所などの改善について意見を提起します。

〔サービス提供事業者〕

- 組織の理念や方針を共有し、倫理観を持ち法令を遵守します。
- 高齢者虐待防止法(高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)、障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)、児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)、その他法令を理解し、虐待防止や身体拘束廃止についての知識・理解を深めます。
- 虐待等を発見した場合は、速やかに行政に通報・通告します。

〔商店等〕

- 高齢者や障がいのある人が利用しやすい環境づくりに努めます。

(2) 安心して暮らせる仕組みづくり

子どもから高齢者、障がいのある人など、あらゆる人が自由な社会参加をするためには、道路や交通安全施設の充実とともに、利用しやすい移動手段の確保が重要です。

アンケート調査によると、地域によっては「交通の不便さ」や「買い物に関すること」が生活課題となっているとともに、除雪対策の充実を示す回答もみられます。

一方、住民座談会では災害発生時における支援について、自主防災組織が地域の特性を踏まえた活発な活動が行われている地域がある一方で、取り組み状況に差があるなど、継続的な活動を支援する仕組みも必要となっています。

また、高齢者や障がいのある人などについては、災害発生時の救出・救護体制づくりとともに、被災後の支援体制を整えることも重要です。

アンケート調査より

- 中津川地区の問題や課題は、「交通の不便さ」が 52.8%
- 椿地区・小白川地区・中津川地区の問題や課題は、「買い物に関すること」が約 40%
- 「雪に関すること」が日常生活での悩みや不安との回答は、ひとり暮らし世帯が 64.5%、体が不自由な人がいる世帯では 58.9%
- 小白川地区・手ノ子地区・高峰地区・中津川地区は、「雪に関すること」が日常生活での悩みや不安との回答が 70%以上

住民座談会より

- 介護予防は大切だと思うが、介護予防施設のある椿地区まで行くのは難しい。
- 町で補助金を出し、移動販売車を商工会で購入してはどうか。地元で買い物をするようになるのではないかな。
- 地域ボランティアを養成し、除雪サービスを委託できる仕組みを検討してはどうか。無償では継続しないので、有償サービスとして実施してどうか。
- 自主防災組織は、地区によって活動内容が違う。(マップづくり、定期的な訓練の実施、訓練の内容など)
- 防災訓練の参加者が毎年同じ顔ぶれが多く、広く参加を呼びかける必要

関係団体等意向調査より

- 災害発生時に入所施設の機能を活用した支援について、可能な部分もあると思う。

庁内関係課等ヒアリング調査より

- デマンド交通システム「ほほえみカー」は、土日にも運行してほしいとのニーズがある。
- 除雪ボランティアセンターの立ち上げを考えてはどうか。
- 自主防災組織の設置率は、現在28組織（組織率77%）。要援護者の把握や安否確認とともに、年1回程度、防災訓練の実施をお願いしている。
- 災害時要援護者台帳を整備しているが、情報の更新が十分に行われていない。
- 福祉避難所の指定など、災害発生時の福祉施設等との連携についての話し合いはこれから。

《取り組みの方向》

① 行政による取り組み【公助】

移動支援	<ul style="list-style-type: none"> • より利用しやすくなるよう、デマンド交通システム「ほほえみカー」を充実します。
買い物支援	<ul style="list-style-type: none"> • 商工会等との連携のもと、宅配サービスの支援に取り組みます。また、利便性を高めるために、IT等を活用した買い物支援の実施を検討します。 • 高齢者等を対象とした配食サービスの実施を検討します。
除雪対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 地域住民が主体となった除排雪活動の必要性をPRし、地域の助け合い・支え合いによる除排雪体制づくりを促進します。 • 関係機関との連携のもと、除雪ボランティアセンターの設置を検討します。

(つづき)

交通安全・防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none">• 超高齢社会を踏まえ、運転者・歩行者の両面からの交通安全教育を推進します。• 地域における犯罪の防止、安全で安心して暮らせる地域づくりに向けた防犯活動を行う団体を支援します。
災害発生時における支援の充実	<ul style="list-style-type: none">• 住民の防災意識を高めるよう、「広報いいで」などを通じて、防災についての情報提供や啓発の充実を図ります。• 自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練への支援を行います。• 避難準備情報などの伝達訓練を実施するとともに、避難場所などについて周知します。• 個人情報の保護に留意しながら、災害時要援護者の把握を行うほか、福祉施設との連携・協力による緊急入所体制を確保します。• 保健・福祉・医療関係者との連携による避難場所への医療関係者や介護スタッフの派遣など、高齢者や障がいのある人を対象とした避難後のケア体制づくりに取り組みます。• 災害時要援護者対策を取り入れた防災訓練の実施など、関係機関による災害時要援護者の避難誘導・救出・救護体制の連携を強化します。• 災害発生時等の緊急時に必要となるさまざまな対応を想定して、防災訓練を行います。

②自分や家族が取り組むこと【自助】

- 困っている人への積極的な手助けを行います。
- 障がい者等用駐車スペースに駐車しないようにします。
- 災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。
- 災害発生時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品・避難場所・避難経路を確認しておきます。
- 家族に災害時に支援を必要とする人がいる場合は、行政や地域が作成する要援護者の名簿への登録を進めます。

③地域のみんなが取り組むこと【共助】

- 災害発生時等の緊急時に支援を必要とする人の情報を地域で共有し、地域全体で対応できる体制を築きます。
- 自主防災組織を組織し、災害発生時や緊急時に支援し合える体制を整えます。
- 高齢者や子ども、障がいのある人等支援の必要な人を交え、災害発生時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難訓練を定期的を実施します。
- 防災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。

〔サービス提供事業者〕

- 災害発生時における施設や設備を活用した地域への支援とともに、災害時要援護者等の受け入れ体制の確保に協力します。

〔飯豊町社会福祉協議会〕

- 災害発生時や緊急時に設置する災害ボランティアセンターの設置運営に関するマニュアル作成を進めます。

第4章 計画の推進にむけて

1

協働による計画の推進

地域福祉の主役は地域で暮らす住民自身です。住み慣れた地域で、支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域全体の協働が不可欠となります。

また、さまざまな福祉ニーズに対応していくためには、地域で活動する組織や団体、サービス提供事業者、ボランティアなどの持つ専門知識や経験がとても重要なものとなります。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、自らの役割を果たしつつ、互いに連携をとり、協働して計画を推進していくことが大切です。

(1) 住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

また、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域活動などに積極的に参加するよう努めます。

(2) 地域で活動する組織や団体の役割

部落・自治会等の組織や各種団体は、社会福祉の担い手として、地域の中にある生活の課題を発見・共有し、その解決にむけて取り組むことが大切です。

また、地域で活動するさまざまな組織や団体との連携を深め、幅広い活動に取り組むことも重要です。

(3) サービス提供事業者の役割

福祉や介護のサービスを提供する者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、サービス内容の情報提供などに取り組むことが大切です。

また、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するよう努めます。

(4) 飯豊町社会福祉協議会の役割

飯豊町社会福祉協議会は、本計画の根拠法である社会福祉法で地域福祉を推進する中核として位置づけられていることから、住民が主体となった福祉のまちづくりを支援していくことが求められています。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。

(5) 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進する責務があります。

そのため、地域で活動する組織や団体、サービス提供事業者、飯豊町社会福祉協議会などと相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に努めます。

また、地域福祉の推進にあたっては、庁内関係課が緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策の推進を図ります。

2 計画の周知と進行管理

(1) 計画内容及び取り組み状況の周知

本計画の内容については、「広報いいで」やホームページへの掲載をはじめ、町議会やさまざまな保健福祉事業等を通じて、広く住民に周知していきます。

また、計画にもとづき行われる住民主体の地域活動や各種団体等による取り組みについても、「広報いいで」やホームページを通じて紹介し、地域福祉に対する住民の関心や活動参加の促進を図ります。

(2) 進行管理

本計画にもとづく地域福祉の取り組みを、効果的かつ継続的に推進していくために、「飯豊町地域福祉計画推進委員会(仮称)」等において、計画の進捗状況进行评估するとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

表 進行管理の方法

評価の項目	① 計画に基づく年度内の取り組み状況 (事業の実施状況等の把握) ②取り組み内容の評価 ③計画を実施していく上での課題等
事業計画・活動方針等への反映	計画推進組織等による評価・意見は、次年度以降の事業計画・活動方針等へ反映させる

資料

1

計画策定組織

(1) 飯豊町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する「市町村地域福祉計画」を、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て策定するために、飯豊町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、10名以内の委員で構成する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民団体関係者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 福祉施設関係者
- (4) 各種団体関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

4 委員会に助言者を置くことができる。

(運営)

第3条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

4 委員への費用弁償は別表1に基づき、費用を代償する。

(所掌事務)

第4条 委員会は次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の調査研究に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員会において協議し、決定する。

付則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

(2) 飯豊町地域福祉計画策定委員名簿

住民団体関係者	飯豊町部落長等会会長	清野 孝
	子育てサークル キッズワールド会	横澤 清美
福祉団体関係者	飯豊町民生委員児童委員連絡協議会 会長	○菅野 誠一
	長井飯豊手をつなぐ育成会副会長	樋口 詔雄
福祉施設関係者	飯豊町社会福祉協議会会長	◎舟山 兵八郎
	特別養護老人ホームひめさゆり荘 施設長	二瓶 たず子
各種団体関係者	いいでシルバーサポート会会長	後藤 信子
	飯豊町商工会商業部長	草刈 一郎
教育関係者	飯豊町校長会会長	大村 亨夫
	飯豊町PTA連絡協議会副会長	渡部 弘之

◎委員長、○副委員長

助言者 (外部委員)	文京学院大学准教授	中島 修
---------------	-----------	------

事務局

健康福祉課	課 長	渡部 恵介
	福祉室長	志田 庸子
	主 査	色摩 里香
	主 査	渡辺 裕和
	健康医療室長	伊藤 紀代子
飯豊町社会福祉協議会	事務局長	宇津木 耕一

2 計画の策定経過

平成 25 年

8 月 26 日 第 1 回 飯豊町地域福祉計画策定委員会
委員委嘱、委員長・副委員長の選出
地域福祉計画について
飯豊町の現状について
計画策定の進め方について
計画策定委員会について
アンケート調査について

9 月 地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施

10 月 住民座談会の開催(9 地区)
関係団体等意向調査の実施
庁内関係課ヒアリング調査の実施

11 月 22 日 第 2 回 飯豊町地域福祉計画策定委員会
助言者(外部委員)による講話
アンケート調査結果について
住民座談会の開催結果について
関係団体等意向調査結果について
庁内関係課ヒアリング調査結果のついて

平成 26 年

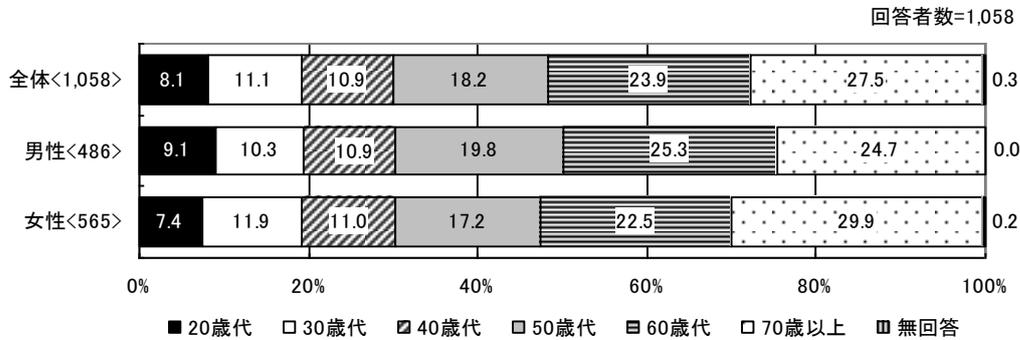
2 月 14 日 第 3 回 飯豊町地域福祉計画策定委員会
地域福祉計画(素案)の検討

2 月 飯豊町地域福祉計画(素案)パブリックコメントの実施
(2 月 24 日～3 月 10 日まで)

3 月 19 日 第 4 回 飯豊町地域福祉計画策定委員会
地域福祉計画(案)の承認

3 アンケート調査結果の概要

回答者の性別・年齢



回答者の家族構成

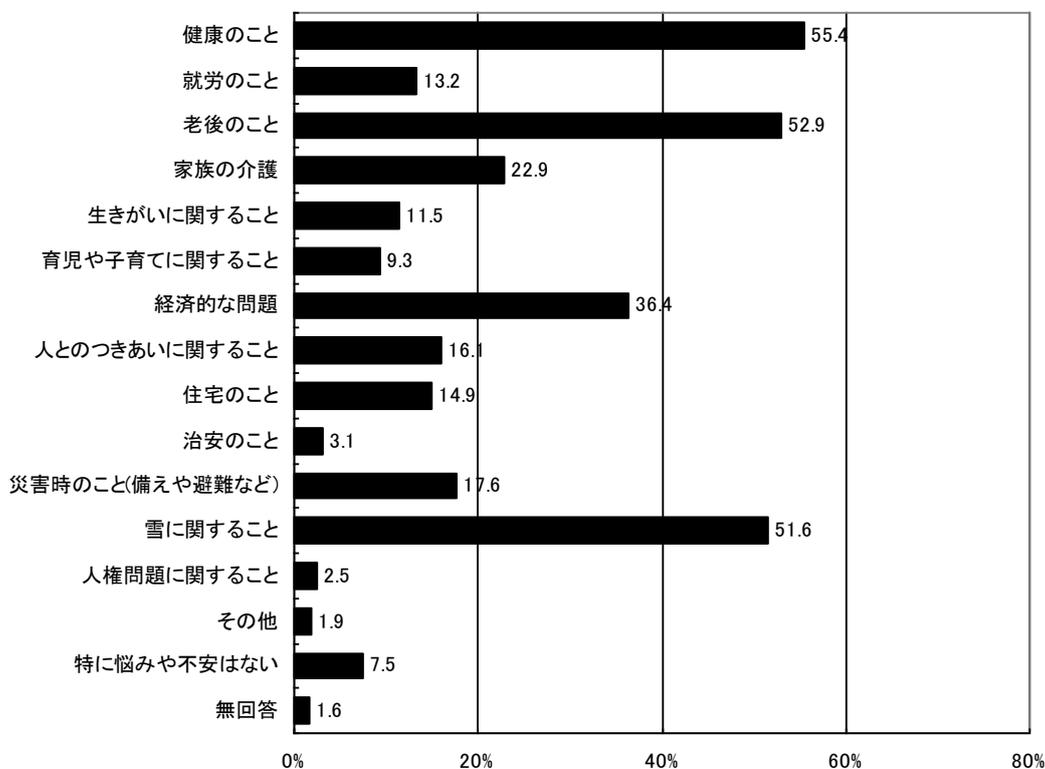
(単位: %)

	ひとり暮らし	夫または妻がいる	3歳未満児がいる	3〜6歳児がいる	小学生がいる	中学生・高校生がいる	大学生や成人の子どもがいる	75歳以上の方がいる	体が不自由な方がいる	1〜9に該当しない	無回答
全体<1,058>	10.1	58.1	7.0	8.6	13.4	14.0	20.1	38.8	10.6	8.3	1.2
20歳代<86>	2.3	32.6	20.9	15.1	3.5	3.5	3.5	52.3	3.5	23.3	3.5
30歳代<117>	0.9	47.9	21.4	27.4	36.8	11.1	1.7	35.9	8.5	22.2	0.0
40歳代<115>	4.3	62.6	4.3	5.2	28.7	40.0	23.5	46.1	10.4	10.4	0.0
50歳代<193>	9.8	70.5	5.2	5.2	6.7	11.9	38.3	54.9	16.1	0.5	0.0
60歳代<253>	7.9	70.4	3.6	7.5	11.5	8.3	23.3	32.4	13.0	4.7	0.0
70歳以上<291>	20.6	49.5	2.4	3.8	6.9	14.1	16.5	28.2	7.9	5.8	2.7

※網掛けは、全体や他の年代と比較して、回答率の高い特徴的な項目

問7 あなたは日々の生活でどのような悩みや不安を感じることがありますか。《複数回答》

回答者数=1,058



年齢別

(単位: %)

	健康のこと	就労のこと	老後のこと	家族の介護	生きがいに関すること	育児や子育てに関すること	経済的な問題	人とのつきあいに関すること	住宅のこと	治安のこと	災害時のこと(備えや避難など)	雪に関すること	人権問題に関すること	その他	特に悩みや不安はない	無回答
全体 <1,058>	55.4	13.2	52.9	22.9	11.5	9.3	36.4	16.1	14.9	3.1	17.6	51.6	2.5	1.9	7.5	1.6
20歳代 <86>	22.1	39.5	20.9	12.8	18.6	16.3	53.5	24.4	7.0	4.7	12.8	36.0	0.0	2.3	4.7	1.2
30歳代 <117>	40.2	23.9	34.2	17.1	12.8	37.6	53.8	29.1	17.1	3.4	17.9	47.9	1.7	3.4	3.4	0.9
40歳代 <115>	50.4	22.6	50.4	24.3	16.5	19.1	43.5	22.6	15.7	4.3	20.9	48.7	3.5	0.9	7.0	0.9
50歳代 <193>	61.1	17.1	65.3	37.8	12.4	6.2	39.9	18.1	22.8	3.1	16.1	54.9	3.1	2.1	2.6	1.6
60歳代 <253>	64.8	6.7	62.1	28.9	11.5	2.0	30.8	10.7	15.0	2.8	20.9	58.1	3.6	2.0	5.1	1.2
70歳以上 <291>	61.9	0.7	55.3	12.7	6.5	0.0	24.1	9.3	11.0	2.4	15.8	51.2	1.7	1.4	15.5	2.1

※網掛けは、全体や他の年代と比較して、回答率の高い特徴的な項目

家族構成別

(単位：%)

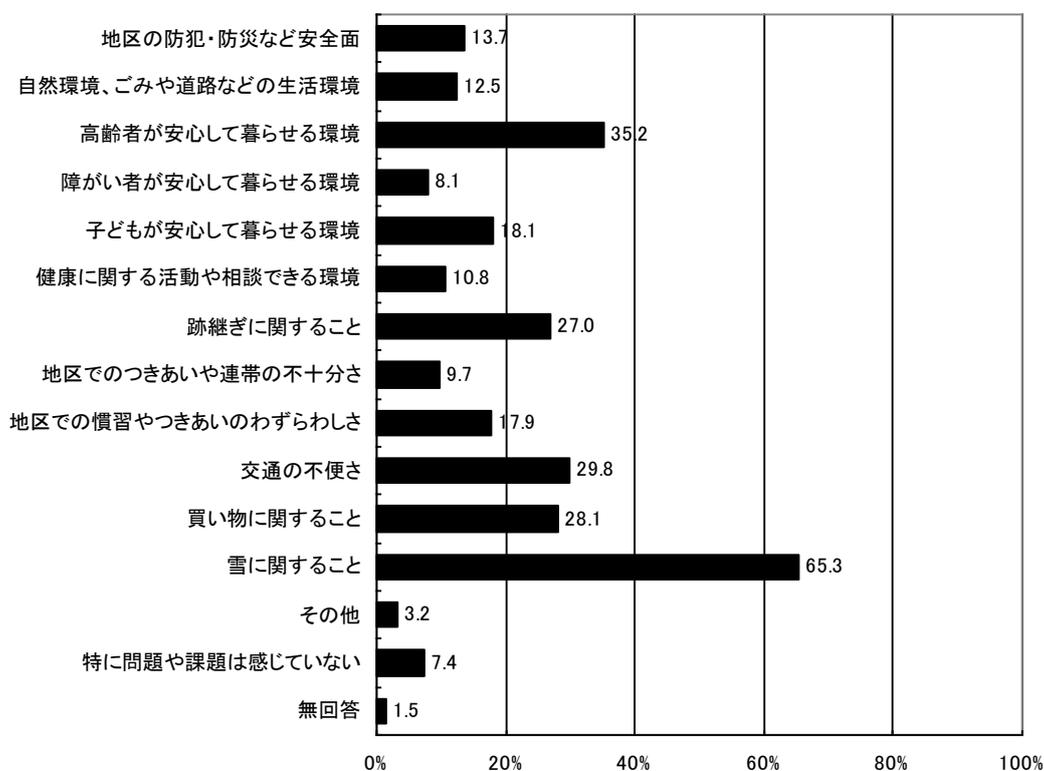
	健康のこと	就労のこと	老後のこと	家族の介護	生きがいに 関すること	育児や子育てに 関すること	経済的な問題	人とのつきあい に 関すること	住宅のこと	治安のこと	災害時のこと (備えや避難など)	雪に 関すること	人権問題に 関すること	その他	特に 悩みや不安 はない	無 回 答
全体 <1,058>	55.4	13.2	52.9	22.9	11.5	9.3	36.4	16.1	14.9	3.1	17.6	51.6	2.5	1.9	7.5	1.6
ひとり暮らし <107>	66.4	8.4	63.6	3.7	14.0	0.0	36.4	13.1	15.0	1.9	17.8	64.5	2.8	0.0	3.7	0.9
夫または妻 <615>	55.3	11.2	53.5	26.5	9.4	12.0	35.3	14.0	15.6	2.4	19.2	53.8	2.1	1.8	7.8	1.3
3歳未満児 <74>	47.3	23.0	35.1	18.9	12.2	47.3	41.9	17.6	18.9	2.7	18.9	47.3	2.7	2.7	9.5	2.7
3～6歳児 <91>	45.1	16.5	39.6	22.0	8.8	31.9	46.2	11.0	14.3	1.1	18.7	38.5	2.2	0.0	6.6	2.2
小学生 <142>	45.8	12.7	36.6	16.9	2.8	22.5	39.4	13.4	15.5	3.5	18.3	46.5	1.4	1.4	9.9	0.7
中・高校生 <148>	46.6	14.2	43.2	18.2	8.8	16.9	37.8	15.5	12.2	3.4	14.2	44.6	1.4	0.7	8.1	0.7
大学生や成人 <213>	62.9	8.9	56.8	27.7	15.0	3.8	40.8	18.3	16.0	4.2	22.5	48.4	4.7	3.3	8.0	1.4
75歳以上の方 <410>	55.6	16.1	55.9	39.8	12.2	9.3	33.2	16.8	19.0	2.2	18.3	52.2	2.0	1.5	6.6	1.5
体が不自由な方 <112>	62.5	14.3	59.8	62.5	14.3	9.8	44.6	17.0	28.6	0.9	25.0	58.9	2.7	1.8	3.6	0.0
1～9 該当なし <88>	48.9	25.0	38.6	15.9	12.5	8.0	48.9	28.4	12.5	4.5	17.0	48.9	1.1	6.8	10.2	0.0

※網掛けは、全体や他の構成と比較して、回答率の高い特徴的な項目

問9 あなたが住んでいる地区に問題や課題があるとすれば、どんなことですか。

《複数回答》

回答者数=1,058



居住地区別

(単位: %)

	地区の防犯・防災など安全面	自然環境、ごみや道路などの生活環境	高齢者が安心して暮らせる環境	障がい者が安心して暮らせる環境	子どもが安心して暮らせる環境	健康に関する活動や相談できる環境	跡継ぎに関すること	地区でのつきあいや連帯の不足	地区での慣習やつきあいのわずらわしさ	交通の不便さ	買い物に関すること	雪に関すること	その他	特に問題や課題は感じていない	無回答
全体 <1,058>	13.7	12.5	35.2	8.1	18.1	10.8	27.0	9.7	17.9	29.8	28.1	65.3	3.2	7.4	1.5
中<122>	15.6	10.7	28.7	6.6	16.4	11.5	27.9	9.0	20.5	26.2	18.0	58.2	3.3	6.6	0.0
萩生 <154>	13.6	9.7	33.8	6.5	18.2	8.4	22.7	8.4	14.3	18.8	17.5	57.1	4.5	9.7	0.6
黒沢 <125>	17.6	14.4	24.8	4.0	14.4	10.4	34.4	9.6	17.6	26.4	15.2	56.0	1.6	10.4	2.4
椿<130>	12.3	10.0	36.9	8.5	22.3	11.5	17.7	11.5	15.4	27.7	43.8	63.1	4.6	8.5	1.5
小白川 <104>	15.4	22.1	37.5	8.7	26.9	17.3	18.3	9.6	20.2	34.6	37.5	72.1	1.9	7.7	1.0
東部 <128>	11.7	9.4	35.2	9.4	18.8	5.5	35.2	7.0	18.0	35.2	29.7	68.8	2.3	6.3	2.3
手ノ子 <125>	10.4	13.6	36.8	12.0	14.4	11.2	26.4	10.4	18.4	28.0	32.8	72.8	0.8	8.0	0.8
高峰<93>	9.7	11.8	35.5	8.6	16.1	8.6	35.5	9.7	21.5	32.3	28.0	77.4	4.3	5.4	1.1
中津川 <72>	19.4	13.9	58.3	11.1	16.7	16.7	29.2	13.9	16.7	52.8	38.9	73.6	5.6	0.0	2.8

※網掛けは、全体や他の地区と比較して、回答率の高い特徴的な項目

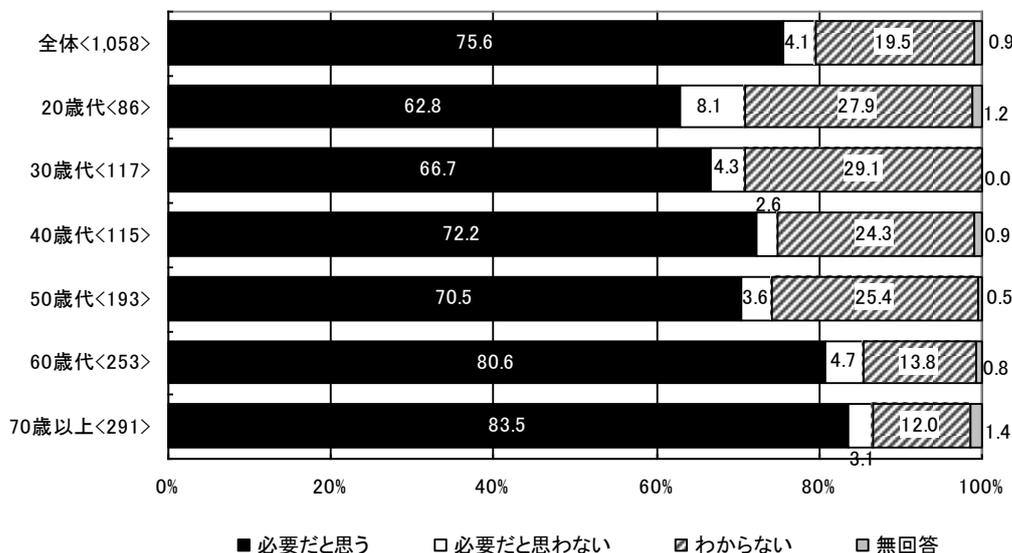
	地区の防犯・防災 など安全面	自然環境、みや道 路などの生活環境	高齢者が安心して 暮らせる環境	障がい者が安心して 暮らせる環境	子どもが安心して 暮らせる環境	健康に関する活動 や相談できる環境	と	跡継ぎに関するこ と	地区でのつきあい や連帯の不十分さ	地区での慣習やつき あいのわずらわしさ	交通の不便さ	と	雪に関するこ と	その他	特に問題や課題は 感じていない	無回答
全体 <1,058>	13.7	12.5	35.2	8.1	18.1	10.8	27.0	9.7	17.9	29.8	28.1	65.3	3.2	7.4	1.5	
ひとり暮らし <107>	14.0	10.3	44.9	8.4	10.3	15.0	25.2	6.5	16.8	27.1	26.2	67.3	0.9	6.5	3.7	
夫または妻 <615>	15.3	14.1	35.3	7.3	21.5	9.1	28.9	9.3	17.2	28.0	28.5	67.3	3.9	7.8	1.3	
3歳未満児 <74>	13.5	13.5	25.7	5.4	51.4	10.8	14.9	16.2	27.0	28.4	43.2	56.8	5.4	10.8	0.0	
3～6歳児 <91>	13.2	11.0	28.6	4.4	37.4	13.2	16.5	13.2	22.0	19.8	31.9	60.4	3.3	11.0	0.0	
小学生 <142>	19.7	11.3	24.6	1.4	39.4	6.3	14.8	4.2	19.7	24.6	21.8	64.1	4.2	6.3	0.7	
中・高校生 <148>	16.9	12.2	27.0	4.1	22.3	6.8	17.6	8.1	18.9	32.4	19.6	59.5	4.1	8.1	0.7	
大学生や成人 <213>	13.6	18.8	30.5	11.7	17.8	10.3	33.8	11.7	16.0	28.6	26.3	64.3	4.7	5.6	0.9	
75歳以上の方 <410>	12.2	13.2	38.3	7.8	21.0	9.8	29.3	11.2	21.2	31.2	31.0	68.0	4.1	4.6	0.7	
体が不自由な方 <112>	15.2	19.6	37.5	21.4	17.9	15.2	33.0	11.6	23.2	31.3	32.1	75.9	5.4	1.8	0.0	
1～9該当なし <88>	19.3	12.5	27.3	13.6	14.8	12.5	28.4	10.2	15.9	34.1	29.5	70.5	1.1	12.5	0.0	

※網掛けは、全体や他の構成と比較して、回答率の高い特徴的な項目

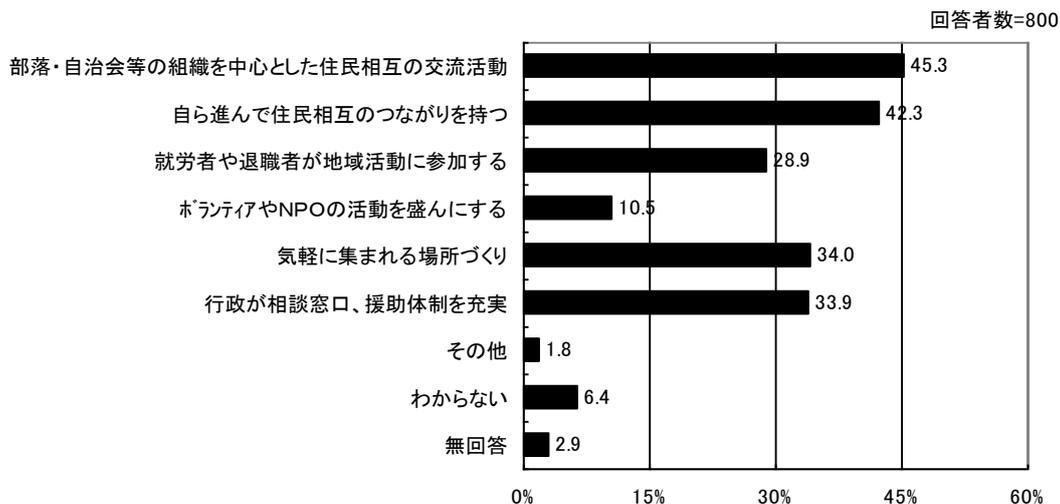
問 10 あなたは、地区における問題や課題解決に向けた住民同士の自主的な支え合い、助け合いの関係が必要だと思いますか。《単一回答》

全体・年齢別

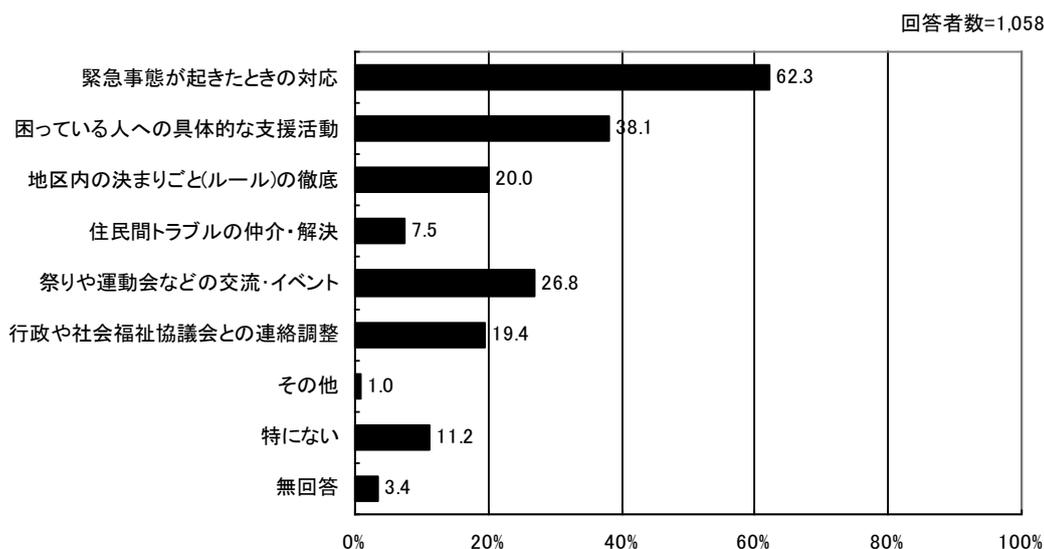
回答者数=1,058



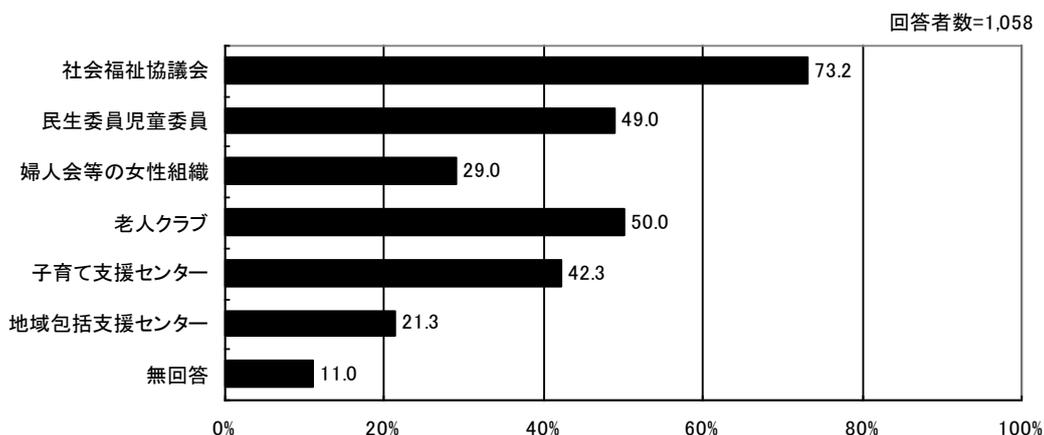
問 11 あなたは、地区における自主的な支え合い・助け合いのためには、どんなことが必要だと思いますか。《複数回答・限定設問》



問 17 あなたは地区活動についてどのようなものを期待していますか。《複数回答》

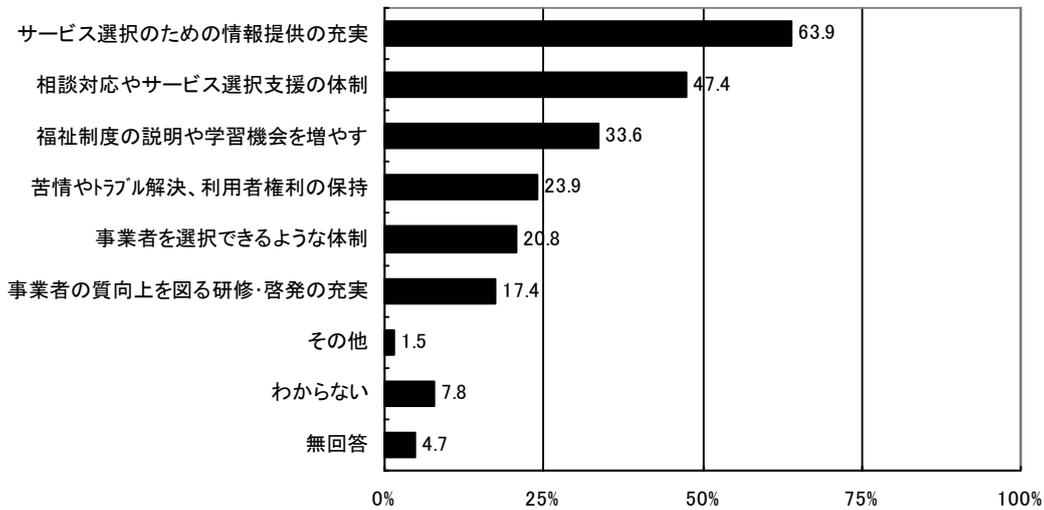


問 18 あなたは福祉に関する地区活動の主な担い手である団体や、拠点施設を知っていますか。《複数回答》



問 22 必要な福祉サービスを安心して利用できるようにするため、行政はどのようなことを充実すべきだと思いますか。《複数回答》

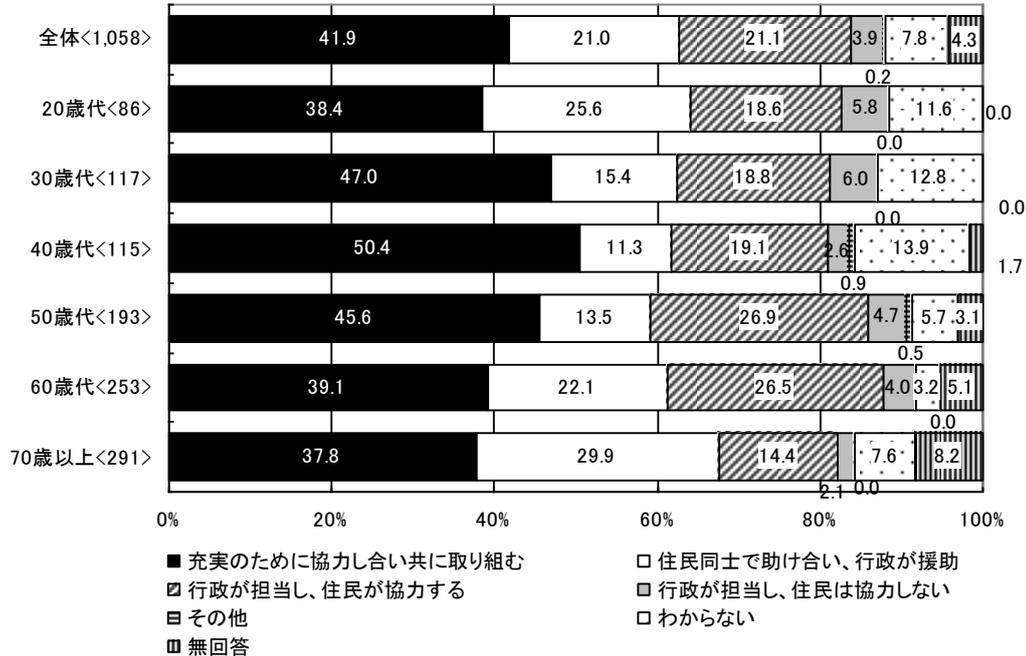
回答者数=1,058



問 23 あなたは、地域福祉を充実していくために、住民と行政との関係はどうあるべきとお考えですか。《単一回答》

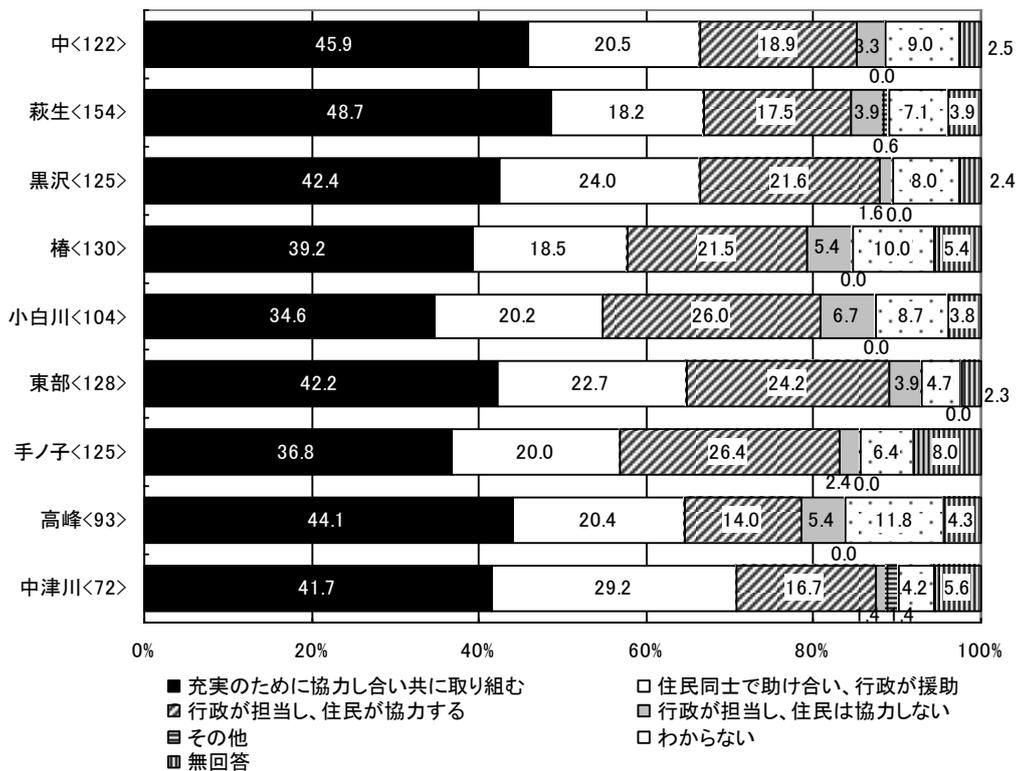
全体・年齢別

回答者数=1,058



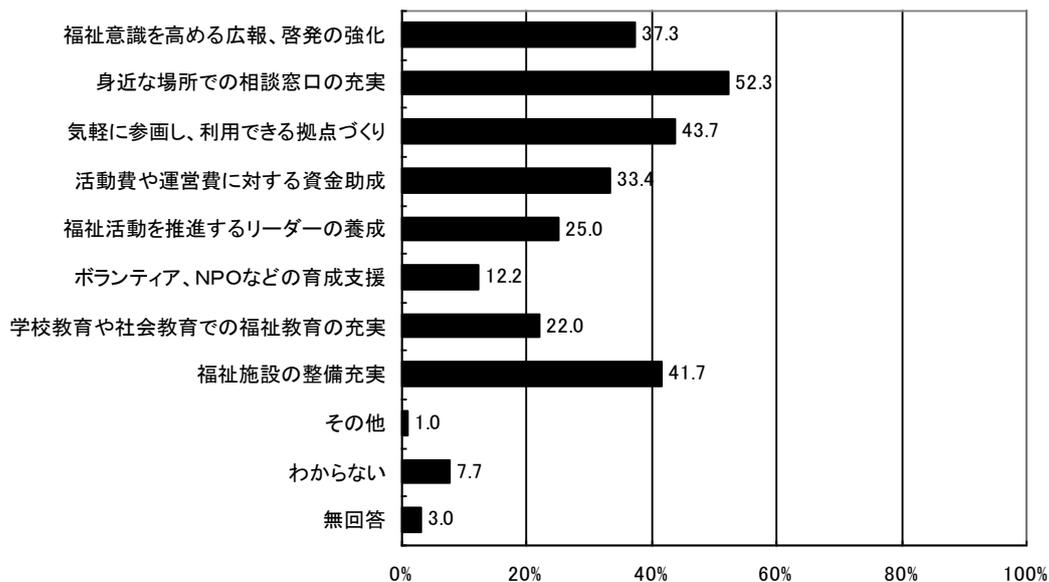
居住地区別

回答者数=1,058



問 24 今後、地域福祉を推進するために優先して取り組むべきことは何だと思えますか。《複数回答》

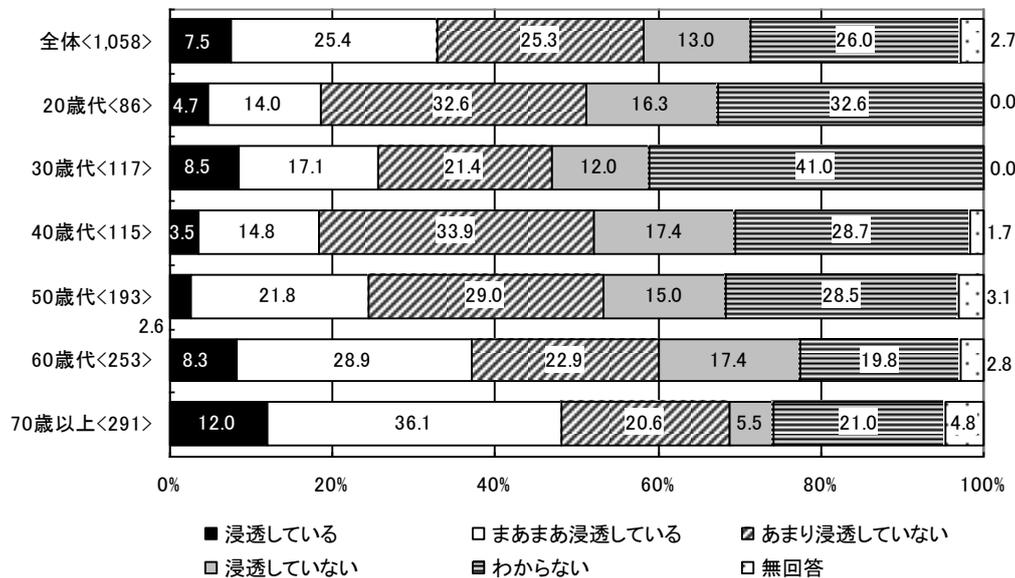
回答者数=1,058



問 25 年齢や障がいの有無に関係なく、誰もがひとりの人間として、不自由なく地区で暮らすという考え方が、住民に浸透していると思いますか。《単一回答》

全体・年齢別

回答者数=1,058



飯豊町地域福祉計画

平成 26 年 3 月

発 行 飯豊町
編 集 飯豊町健康福祉課
〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地
TEL 0238-72-2111 (代表)
FAX 0238-72-3827 (代表)
ホームページ <http://www.town.iide.yamagata.jp>
